

(証券コード6480)

2025年6月10日

株 主 各 位

東京都港区高輪二丁目19番19号

日本トムソン株式会社

代表取締役社長 細 野 幹 人

第76回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第76回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

【当社 ウェブサイト】

<https://www.ikont.co.jp/>

（上記ウェブサイトアクセスのうえ、メニューより「IR情報」「IRライブラリー」「招集通知/決議通知」を順に選択いただき、ご確認ください。）



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6480/teiiji/>



【東京証券取引所 ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「日本トムソン」または「コード」に当社証券コード「6480」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択いただき、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ、2025年6月26日（木曜日）午後5時12分までに議決権を行使していただきますよう、お願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪二丁目19番19号
日本トムソン株式会社 本社ビル

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第76期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第76期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する株式報酬等の額および内容決定の件
第8号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）の一部変更および継続の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書用紙において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
 2. 当日の受付開始は午前9時を予定しております。
 3. 当日ご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。
 4. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
 5. 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第20条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ① 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ② 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがって、当該書面に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。



株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますよう、お願い申し上げます。



株主総会に
ご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時
（受付開始 午前9時を予定）



インターネット等で議決権を 行使する方法

次ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時12分入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を行使する方法

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月26日（木曜日）
午後5時12分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議 決 権 行 使 書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個 ○○○○○ 御中 _____ _____ _____ _____ ××××年 ×月××日 _____ _____ _____ _____ ○○○○○○○	<table border="1" style="margin: 0 auto; border-collapse: collapse;"> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </table>																																																																																																					1. _____ 2. _____ 3. _____ 4. _____ （切取線） スマートフォン用 議決権行使 ウェブサイト ログインQRコード ○○○○○○○

・こちらに議案の賛否をご記入ください。

第3・4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を
反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、
反対する候補者の番号を
ご記入ください。

第1・2・5・6・7・8号議案

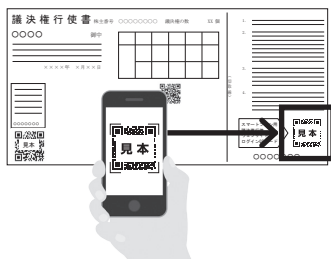
- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

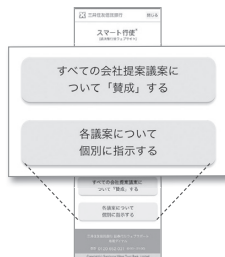
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

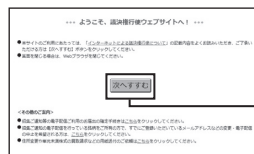
インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

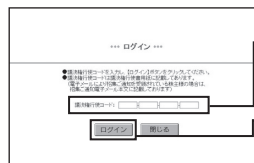
ウェブ行使
<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

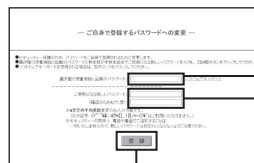
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題のひとつとして位置づけており、業績水準等を総合的に勘案し、安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、この基本方針に基づき、1株につき9円50銭といたし、中間配当金とあわせ当期の配当金は1株につき年19円といたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその額

当社普通株式1株につき金9円50銭 総額669,004,545円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社は、経営の意思決定および業務執行の迅速化と効率化を図るとともに、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会における議決権を有する構成員とすることにより取締役会の監督機能を強化することで、コーポレート・ガバナンス体制を一層強化・充実させ、更なる企業価値向上を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) その他、上記の各変更に伴う条数の変更、字句の修正等所要の変更を行うものであります。なお、本議案における定款変更につきましては、本定時株主総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則 第1条～第3条 (条文省略) 第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、 次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. 会計監査人 第5条 (公告方法) (条文省略)	第1章 総則 第1条～第3条 (現行どおり) 第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、 次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) 3. 会計監査人 第5条 (公告方法) (現行どおり)
第2章 株式 第6条～第13条 (条文省略)	第2章 株式 第6条～第13条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株主総会 第14条～第20条 (条文省略) 第 4 章 取締役および取締役会 第21条 (員数) 当会社の取締役は、15名以内とする。 (新 設) 第22条 (選任方法) ①取締役は、株主総会において選任する。 ② (条文省略) ③ (条文省略) 第23条 (任期) ①取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設) ②増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任</u>取締役の任期の満了する時までとする。 (新 設)	第 3 章 株主総会 第14条～第20条 (現行どおり) 第 4 章 取締役および取締役会 第21条 (員数) ①<u>当会社の取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>は、15名以内とする。 ②<u>当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> 第22条 (選任方法) ①取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会において選任する。 ② (現行どおり) ③ (現行どおり) 第23条 (任期) ①<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②<u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③<u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> ④<u>補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第24条（代表取締役および役付取締役） ①取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ②取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	第24条（代表取締役および役付取締役） ①取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。 ②取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役会長、<u>取締役副会長</u>、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
第25条（取締役会の招集権者および議長） （条文省略）	第25条（取締役会の招集権者および議長） （現行どおり）
第26条（取締役会の招集通知） ①取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②<u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	第26条（取締役会の招集通知） ①取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
第27条（取締役会の決議方法） （条文省略） （新 設）	第27条（取締役会の決議方法） （現行どおり） <u>第28条（重要な業務執行の決定の委任）</u> 当会社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第28条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。 第29条（取締役会規程） （条文省略） 第30条（報酬等） 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。 第31条（社外取締役との責任限定契約） 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u>	第29条（取締役会の議事録） 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。 第30条（取締役会規程） （現行どおり） 第31条（報酬等） 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u> 第32条（取締役との責任限定契約） 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、善意かつ重大な過失がなかったときは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u>
第5章 監査役および監査役会 第32条（員数） <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u> 第33条（選任方法） <u>①監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	（削 除） （削 除） （削 除）

現 行 定 款	変 更 案
<u>第34条（任期）</u> ①<u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ②<u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削 除)
<u>第35条（補欠監査役の選任に係る決議の効力）</u> <u>補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>	(削 除)
<u>第36条（常勤の監査役）</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削 除)
<u>第37条（監査役会の招集通知）</u> ①<u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ②<u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(削 除)
<u>第38条（監査役会の決議方法）</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削 除)
<u>第39条（監査役会の議事録）</u> <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>第40条（監査役会規程）</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または本定</u> <u>款のほか、監査役会において定める監査役</u> <u>会規程による。</u>	(削 除)
<u>第41条（報酬等）</u> <u>監査役の報酬、賞与、その他の職務執行の</u> <u>対価として当会社から受ける財産上の利益</u> <u>は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削 除)
<u>第42条（社外監査役との責任限定契約）</u> <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定に</u> <u>より、社外監査役との間に、善意かつ重大</u> <u>な過失がなかったときは、同法第423条第</u> <u>1項の賠償責任を限定する契約を締結する</u> <u>ことができる。ただし、当該契約に基づく</u> <u>賠償責任の限度額は、法令が規定する最低</u> <u>責任限度額とする。</u>	(削 除)
(新 設)	第5章 監査等委員会
(新 設)	<u>第33条（常勤の監査等委員）</u> <u>監査等委員会は、その決議によって、常勤</u> <u>の監査等委員を選定することができる。</u>
(新 設)	<u>第34条（監査等委員会の招集通知）</u> ① <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日</u> <u>前までに各監査等委員に対して発する。</u> <u>ただし、緊急の必要があるときは、この</u> <u>期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招</u> <u>集の手続を経ないで監査等委員会を開催</u> <u>することができる。</u>
(新 設)	<u>第35条（監査等委員会の決議方法）</u> <u>監査等委員会の決議は、議決に加わること</u> <u>ができる監査等委員の過半数が出席し、出</u> <u>席した監査等委員の過半数をもって行う。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>第36条 (監査等委員会の議事録)</u> <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u>
(新 設)	<u>第37条 (監査等委員会規程)</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u>
第 6 章 会計監査人 第 <u>43</u> 条～第 <u>44</u> 条 (条文省略)	第 6 章 会計監査人 第 <u>38</u> 条～第 <u>39</u> 条 (現行どおり)
第 7 章 計算 第 <u>45</u> 条～第 <u>48</u> 条 (条文省略)	第 7 章 計算 第 <u>40</u> 条～第 <u>43</u> 条 (現行どおり)

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行し、現在の取締役は、本定時株主総会終結の時をもって全員8名の任期が満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じとします。）7名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	性 別	現在の当社における地位・担当	候補者属性		
1	宮 地 茂 樹	男性	代表取締役会長	再 任		
2	細 野 幹 人	男性	代表取締役社長	再 任		
3	秀 島 信 也	男性	専務取締役生産部門・営業部門、営業技術部・法務室担当	再 任		
4	西 村 修	男性	執行役員経営企画部・人事総務部・経理部・秘書室担当	新 任		
5	武 井 洋 一	男性	社外取締役	再 任	社 外	独 立
6	齊 藤 聡	男性	社外取締役	再 任	社 外	独 立
7	野 田 篤 子	女性	社外取締役	再 任	社 外	独 立



所有する当社株式の数
126,082株

1 | みやち しげき 宮地 茂樹 (1956年4月14日生) 性別：男性

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1979年4月 株式会社東海銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行
2008年10月 当社入社、経営企画部担当取締役付部長
2009年1月 当社経営企画部長
2010年6月 当社常務取締役経営企画部長
2012年6月 当社代表取締役社長
2025年4月 当社代表取締役会長

（現任）

取締役候補者とした理由

宮地茂樹氏は、長年にわたり金融業務に携わり、当社においては2012年6月から代表取締役社長を、2025年4月からは代表取締役会長を務めており、企業経営に関する豊富な経験と実績、幅広い知見を有しております。よって、当社グループの経営の推進とコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社株式の数
10,710株

2 | ほそ の みきひと 細野 幹人 (1964年2月5日生) 性別：男性

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1990年11月 当社入社
2011年7月 当社岐阜製作所管理部長
2013年6月 当社東部支社南関東支社長
2017年7月 当社人事総務部長
2019年4月 当社執行役員人事総務部長
2021年4月 当社執行役員経営企画部長
2024年4月 当社上席執行役員経営企画部・人事総務部・経理部・秘書室担当
2024年6月 当社取締役経営企画部・人事総務部・経理部・秘書室担当
2025年4月 当社代表取締役社長

（現任）

取締役候補者とした理由

細野幹人氏は、主に管理部門、営業部門に携わり、2024年6月から取締役を、2025年4月からは代表取締役社長を務めており、企業経営に関する豊富な経験と実績、幅広い知見を有しております。よって、当社グループの経営の推進とコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社株式の数
12,419株

3 | ひでしま のぶ や (1954年1月9日生) 秀島 信也 性別：男性

再任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1978年4月 ヤマハ発動機株式会社入社
2009年3月 同社執行役員
2010年3月 同社上席執行役員
2011年3月 同社取締役上席執行役員
2013年3月 同社取締役常務執行役員
2016年12月 光産業創成大学院大学理事
2017年3月 ヤマハ発動機株式会社顧問
2017年6月 富士紡ホールディングス株式会社社外取締役
2018年6月 新明和工業株式会社社外取締役
2019年6月 当社社外取締役
2022年6月 当社専務取締役生産部門・法務室担当
2024年6月 当社専務取締役生産部門・法務室担当、品質保証部・製品開発センター・技術センター・優必勝(蘇州)軸承有限公司副担当
2025年4月 当社専務取締役生産部門・営業部門、営業技術部・法務室担当 (現任)

取締役候補者とした理由

秀島信也氏は、長年にわたり経営に携わり、当社においては主に生産部門に携わるとともに、2022年6月からは専務取締役を務めており、企業経営に関する豊富な経験と実績、幅広い知見を有しております。よって、当社グループの経営の推進とコーポレート・ガバナンスの強化に適任であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社株式の数
7,481株

4 | ※ にしむら おさむ (1964年1月23日生) 西村 修 性別：男性

新任

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2000年11月 当社入社
2016年7月 当社生産総括部副部長
2019年4月 当社岐阜製作所第三工場長
2023年4月 当社生産革新統括部生産企画部長
2024年4月 当社執行役員経営企画部長
2025年4月 当社執行役員経営企画部・人事総務部・経理部・秘書室担当 (現任)

取締役候補者とした理由

西村修氏は、主に管理部門、生産部門に携わり、豊富な経験と実績、幅広い知見を有しております。これらを活かして、当社グループの経営に貢献し、企業価値を向上させることが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社株式の数
0株

5 | ^{たけ い}武井 ^{よう いち}洋一 (1961年 6月10日生)
性別：男性

再任

社外

独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1993年 4月	弁護士登録（第一東京弁護士会）、岩田合同法律事務所入所	
2000年 4月	明哲総合法律事務所パートナー	(現任)
2003年 6月	当社社外監査役	
2006年 6月	山崎金属産業株式会社社外監査役	(現任)
2013年 6月	当社社外取締役	(現任)
2020年 6月	大王製紙株式会社社外取締役	(現任)
2022年 1月	株式会社日本貿易保険社外監査役	(現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

武井洋一氏は、弁護士としての専門的見地と企業法務に関する高い実績を有しており、2013年6月から社外取締役として経営を適切に監督いただいております。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、それらに基づく客観的かつ法的見地を当社グループの経営に反映していただくことが期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社株式の数
0株

6 | ^{さい とう}齊藤 ^{さとし}聡 (1959年 5月16日生)
性別：男性

再任

社外

独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年 4月	株式会社東海銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行	
2002年 3月	株式会社UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）退行	
2002年 4月	学校法人産業能率大学経営情報学部助教授	
2005年 4月	同大学経営学部教授	(現任)
2007年 6月	当社社外監査役	
2016年 6月	当社社外取締役	(現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

齊藤聡氏は、会計、経営、法律に関する造詣も深く、大学教授としての専門的見地と幅広い見識を有しており、2016年6月から社外取締役として経営を適切に監督いただいております。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、それらに基づく客観的かつ専門的見地を当社グループの経営に反映していただくことが期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社株式の数
0株

7 | のだ あつこ (1961年1月12日生)
野田 篤子 性別：女性

再任

社外

独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1983年4月 日本航空株式会社入社
1991年4月 同社パーサー
1994年9月 ヘンケル&グロッセ日本代表事務所設立 日本代表
1995年11月 有限会社ジャパン・デューティーフリー・サービス（現 グロッセ・ジャパン株式会社）設立 代表取締役
2002年12月 グロッセ・ジャパン株式会社代表取締役CEO (現任)
2022年6月 当社社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

野田篤子氏は、当社グループと異なる事業分野で長年にわたり国際的な企業経営に携わられ、2022年6月から社外取締役として経営を適切に監督いただいております。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、それらに基づく客観的かつ専門的見地を当社グループの経営に反映していただくことが期待されるため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. ※印は、新任取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 武井洋一、齊藤聡、野田篤子の3氏は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者が過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当社が判断した理由
- ①武井洋一氏は、弁護士としての専門的見地から、企業法務に関して高い実績をあげているため、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断します。
- ②齊藤聡氏は、会計、経営、法律に関する造詣も深く、大学教授として高い見地と幅広い見識を有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断します。
5. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数について
- ①武井洋一氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、12年であります。
- ②齊藤聡氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、9年であります。
- ③野田篤子氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役の在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、3年であります。
6. 当社は、武井洋一、齊藤聡、野田篤子の3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としており、3氏が社外取締役に再任された場合には、3氏の間で当該契約を継続する予定であります。
7. 当社は、武井洋一、齊藤聡、野田篤子の3氏を株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員としてそれぞれ同取引所に届け出ており、3氏が社外取締役に再任された場合には、3氏は引き続き独立役員となる予定であります。
8. 取締役候補者の所有する当社株式の数には、日本トムソン役員持株会における本人の持分を含めております。
9. 役員等賠償責任保険契約の概要
- 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2025年9月に更新をする予定です。
- 本議案において各候補者の選任が承認可決された場合には、各候補者は被保険者となります。
- ①填補の対象となる保険事故の概要
- 被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。
- ②保険料
- 全額会社負担としております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	性 別	現在の当社における地位・担当	候補者属性		
1	まつもと のぶ ひろ 松 本 展 広	男性	常勤監査役	新 任	社 外	
2	な す たけ と 那 須 健 人	男性	社外監査役	新 任	社 外	独 立
3	はやし だ かず ひさ 林 田 和 久	男性	社外監査役	新 任	社 外	独 立
4	さ え き り か 佐 伯 里 香	女性		新 任	社 外	独 立



所有する当社株式の数
7,205株

※
まつもと のぶひろ (1963年7月5日生)
1 松本 展広 性別：男性

新任

社外

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月 株式会社東海銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）入行
2013年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行）執行役員
2017年6月 同行取締役（監査等委員）
2019年6月 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社監査役
2019年6月 三菱UFJ証券ホールディングス株式会社取締役（監査等委員）
2023年6月 当社常勤監査役

（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

松本展広氏は、長年にわたり金融業務に携わられ、当社においては2023年6月から常勤監査役として経営を適切に監査いただいております。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、それらに基づき、当社グループを適切に監督・監査していただくことが期待されるため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社株式の数
0株

※
なす たけと (1968年8月18日生)
2 那須 健人 性別：男性

新任

社外

独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1996年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）、湯浅法律特許事務所（現 ユアサハラ法律特許事務所）入所
2001年1月 米国ニューヨーク州弁護士登録
2006年4月 学校法人桐蔭学園 桐蔭横浜大学法科大学院講師
2009年4月 ブレークモア法律事務所パートナー
2013年6月 当社社外監査役
2014年4月 最高裁判所司法研修所教官

（現任）

（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

那須健人氏は、弁護士としての専門的見地と豊富な経験を有しており、2013年6月から社外監査役として経営を適切に監査いただいております。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、それらに基づき、当社グループを適切に監督・監査していただくことが期待されるため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社株式の数
0株

※
は や し だ か ず ひ さ (1973年12月18日生)
3 林田 和久 性別：男性

新任

社外

独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1997年4月 東京エレクトロン株式会社入社
2006年12月 みずず監査法人入所
2007年8月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所
2014年2月 林田和久公認会計士事務所開設 所長 (現任)
2016年9月 大日本コンサルタント株式会社社外取締役（監査等委員）
2017年6月 株式会社B l u e M e m e 社外監査役
2019年6月 当社社外監査役 (現任)
2020年7月 株式会社学びエイド社外監査役 (現任)
2021年7月 DNホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員） (現任)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

林田和久氏は、公認会計士としての専門的知識と、内部統制機構支援、各種法定監査等に携わられた豊富な経験を有しており、2019年6月から社外監査役として経営を適切に監査いただいております。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、それらに基づき、当社グループを適切に監督・監査していただくことが期待されるため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。



所有する当社株式の数
0株

※
さ え き り か (1961年2月27日生)
4 佐伯 里香 性別：女性

新任

社外

独立

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

2002年4月 有限会社ユーシステム（現 株式会社ユーシステム）設立 代表取締役 (現任)
2021年6月 日工株式会社社外取締役 (現任)
2022年6月 株式会社神戸商工貿易センター取締役 (現任)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

佐伯里香氏は、長年にわたり携わられた企業経営に関する豊富な経験と実績、情報通信技術の分野で活躍してこられた幅広い見識を有しております。当社はその経験・能力を高く評価しており、同氏が社外取締役に選任された場合の役割として、それらに基づき、当社グループを適切に監督・監査していただくことが期待されるため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. ※印は、新任取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
3. 各候補者は、社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役候補者が過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与していない者であるときは、当該経営に関与したことがない候補者であっても社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと当社が判断した理由
那須健人氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断します。
5. 他の株式会社における法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実
松本展広氏が2019年6月から2023年6月まで監査役として在任していた三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、当該在任期間中における銀証連携ビジネスに関して、2024年6月24日に金融庁より金融商品取引法に基づく行政処分（業務改善命令）を受けました。同氏は、事前にその事実を認識しておりませんでした。が、日頃から取締役会等において法令遵守の重要性について注意喚起を行っておりました。
6. 当社は、那須健人、林田和久の両氏との間で、社外監査役として会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額としており、両氏が社外取締役に選任された場合には、両氏との間で、社外取締役として新たに同様の契約を締結する予定であります。
また当社は、松本展広、佐伯里香の両氏が社外取締役に選任された場合には、両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額となります。
7. 当社は、那須健人、林田和久の両氏を株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員としてそれぞれ同取引所に届け出ており、両氏が社外取締役に選任された場合には、両氏は引き続き独立役員となる予定であります。
また佐伯里香氏が社外取締役に選任された場合には、同氏は株式会社東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員となる予定であります。
8. 役員等賠償責任保険契約の概要
当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2025年9月に更新をする予定です。
本議案において各候補者の選任が承認可決された場合には、各候補者は被保険者となります。
- ① 填補の対象となる保険事故の概要
被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。
- ② 保険料
全額会社負担としております。

< ご参考 >

本定時株主総会において第3号議案および第4号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会のスキルマトリックスは、次のとおりであります。

	専門性・経験						
	企業経営	製造・ 技術・ 開発	営業・ マーケティング	財務・ 会計	コンプライア ンス・リスク マネジメント	人事・ 人材開発	グローバル ビジネス
宮地 茂樹 代表取締役会長	●		●	●	●		
秀島 信也 取締役副会長	●	●			●		●
細野 幹人 代表取締役社長	●		●	●	●	●	
西村 修 取締役		●		●	●		
武井 洋一 社外取締役					●		
齊藤 聡 社外取締役	●			●	●	●	
野田 篤子 社外取締役	●		●		●		●
松本 展広 社外取締役 (常勤監査等委員)	●			●	●		●
那須 健人 社外取締役 (監査等委員)					●		●
林田 和久 社外取締役 (監査等委員)		●		●	●		
佐伯 里香 社外取締役 (監査等委員)	●		●		●	●	

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬額は、2007年6月28日開催の第58回定時株主総会において、年額500百万円以内にご承認いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額を年額500百万円以内とすることといたしたいと存じます。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の概要は、「事業報告4. 会社役員に関する事項(3)取締役および監査役の報酬等①役員報酬等の内容決定に関する方針等」に記載のとおりですが、本定時株主総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません。本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に基づいて基本報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は8名ありますが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本議案の対象となる取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の員数は7名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額100百万円以内とすることといたしたいと存じます。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本議案の対象となる監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬制度を相当とする理由

当社は、2020年6月24日開催の第71回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除きます。）を対象とした株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入についてご承認いただき、今日まで運用しております。

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行することから、現在の本制度に係る報酬枠を廃止し、移行後の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。）の報酬枠として、本制度に係る報酬枠を改めて設定することとしたいと存じます。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

この報酬枠は、現在の本制度に係る報酬枠と同様、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」にてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で設定するものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な報酬の内容は、2020年6月24日開催の第71回定時株主総会においてご承認いただきました内容と同一であり、また、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に従って報酬を支給するために必要かつ合理的な内容となっていることから、相当であると判断しております。

現時点において本制度の対象となる取締役の員数は5名ですが、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、本制度の対象となる取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除いた取締役です。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）の員数は4名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（設定済みです。以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が各取締役に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度であります。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役（監査等委員である取締役を含みます。）および執行役員のいずれの地位でもなくなった時であります。

① 本制度の対象者	当社取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）
② 対象期間	2026年6月の定時株主総会終結の日まで
③ ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金300百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり250,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として取締役（監査等委員である取締役を含みます。）および執行役員のいずれの地位でもなくなった時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

当社は、設定済みの本信託の信託期間を延長するとともに、上記(1)②の対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金300百万円を上限とする金銭を同対象期間中に在任する取締役に対する報酬として追加拠出（追加信託）することといたします。

本信託は、当社が信託した金銭等を原資（上記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託内に残存している金銭を含みます。）として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により、取得します。

（注）当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額をあわせた金額となります。また、当社と委任契約を締結する執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入していることから、同制度に基づき執行役員に交付するために必要な当社株式の取得資金もあわせて信託いたします。

なお、上記(1)②の対象期間満了後も、当社取締役会の決定により、対象期間を3年以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間を再度延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下同じとします。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金100百万円を乗じた金額を上

限とする金銭を本信託に追加抛出し、下記(3)のポイント付与および当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法および上限

① 取締役に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり250,000ポイントを上限とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイント（なお、監査等委員会設置会社移行前の本制度に基づき付与されたポイントがあれば、当該ポイントを含みます。）の数に応じて、下記③の手続に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③ 取締役に対する当社株式の交付

各取締役は、原則として取締役（監査等委員である取締役を含みます。）および執行役員のいずれの地位でもなくなった時に、本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

第8号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）の一部変更および継続の件

当社は、2007年5月14日開催の当社取締役会において、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）、ならびに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ(2)）の一つとして、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収への対応方針）を導入することを決議し、2007年6月28日開催の当社第58回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。その後、かかる対応方針は、直近では2023年に開催された定時株主総会において、それぞれ、その一部を変更のうえ継続することに関して、株主の皆様のご承認をいただいております（以下、2023年6月27日開催の当社第74回定時株主総会において株主の皆様にご承認をいただいたプランを「旧プラン」といいます。）。

旧プランの有効期限は、当社第74回定時株主総会終了後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとなっておりますが、当社は、旧プラン導入以降の買収への対応方針に関する近時の議論の動向等も踏まえ、2025年5月19日開催の当社取締役会において、基本方針を引き続き維持することを確認し、かつ、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、下記のとおり、旧プランに所要の変更を行ったうえで（以下変更後のプランを「本プラン」といいます。）継続することを決議いたしました。

また、上記取締役会において、本プランによる買収への対応方針の継続に関する承認議案を2025年6月27日開催の当社第76回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に提出することを、独立役員である社外取締役を含む全取締役の賛成により決定いたしました。なお、独立役員である社外監査役を含め、上記取締役会に出席したいずれの監査役も、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件に、本プランに同意しております。

本プランは、本定時株主総会において上記承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとし、旧プランはそれを条件として本プランに改定されるものとし、つきましては、株主の皆様へ、本プランによる買収への対応方針の継続についてご承認をお願いしたいと存じます。本プランの内容は下記のとおりです。

なお、当社は、本定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしますので、本プランによる買収への対応方針の継続にあたり、監査等委員会設置会社への移行に伴う所要の変更および本プランに関わる事実関係の更新や趣旨の明確化を行っておりますが、本プランは、現行プランの内容を実質的に変更するものではありません。

また、会社法、金融商品取引法ならびにそれらに関する規則、政令、内閣府令および省令等（以下、総称して「法令等」といいます。）に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

記

1. 基本方針について

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の企業価値が、下記(2)記載の経営理念に基づいて、永年にわたり蓄積してきた営業・技術・生産のノウハウ等を駆使した機動性のある企業活動に邁進し、国内外の社会の発展に貢献することにより、株主の皆様共同の利益を向上させていくことにその淵源を有していると考えております。そのため、当社は、特定の者またはグループによる当社の総議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます。）の取得により、このような当社の企業価値または株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者またはグループは当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款によって許容される限度において、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針といたします。

(2) 基本方針策定の背景

当社およびその子会社・関連会社（以下「当社グループ」といいます。）は、「社会に貢献する技術開発型企業」を経営理念として掲げ、針状ころ軸受（注1）や直動案内機器（注2）などの重要な機械要素の製造販売を通じてお客様に信頼され、必要とされる企業であり、さらに存在感のあるグローバルカンパニーとして成長を目指すため、技術と情熱のすべてを傾注してお客様が抱える問題を解決していく技術開発型企業を目指しております。規模の大きさのみにとらわれず、質の高い企業であることを目標に、市場のニーズに即した高付加価値製品の開発を使命として、当社のブランドである『I K O』^{アイ・ケイ・オー}が意味するところの、常に当社の製品が、革新的で（Innovation）、高度な技術に立脚し（Know-how）、そして創造性に富む（Originality）製品であるよう、全社を挙げて取り組んでおります。

当社は、1950年に創業して以来、時代の変化を的確に捉え、高度化・多様化していくニーズに迅速に応えた高品質・高性能な製品の開発・供給に努めてまいりました。現在、当社グループが製造販売する製品は、針状ころ軸受と直動案内機器の2つに大別されます。

他の軸受に比べ、軽量・コンパクトであるという特長を持つ針状ころ軸受は、当社グループの原点ともいえる製品であり、時代のニーズとその将来性に着目して、わが国で初めて自社技術により開発し、産業界に不可欠な機械要素に完成させました。今日、I K Oブランドは針状ころ軸受の世界的なブランドとして、品質、種類の豊富さともに優れた実績を築いております。

一方、機械の直線運動部の精密な位置決めを行うための重要な機械要素である直動案内機器は、機械の高精度化・省力化・省スペース化の進展に多大なる貢献を果たした製品であり、当社グループは市場のニーズにあわせた多種多様な直動案内機器を生み出し、当社の製品は、工作機械や産業用ロボット、半導体・液晶パネル製造装置、医療機器等、極めて幅広い産業分野に浸透しております。さらに、永年にわたり培った精密加工技術とエレクトロニクスの融合により生まれた精密位置決めテーブル等は、お客様の設計・組立工数等の削減を図るなど、高付加価値製品として社会に貢献しております。

当社グループは、製品開発能力の向上が企業価値を高める必要不可欠な要素であると認識しておりますが、これらの開発精神の根底にあるのは、当社グループ全体に脈々と受け継がれている、お客様からの生の声をお聞きし、問題点を解決して差上げたいという意識にほかありません。当社グループでは、『お客様に密着した提案型営業活動』を全部門が意識し、営業部門だけでなく開発者自らもお客様を訪問し、直に対話と提案を繰り返しながら、問題解決はもとより、お客様も気づいていない「新たな価値」を見つけ出し、それを商品としてかたちにすることで、絶えず新たな需要の創出を促しております。

以上に述べたような取組みやそれらに基づく成果に裏付けられた当社グループの企業価値の向上の源泉となっておりますのは、株主の皆様の中長期的な視野に立ったご理解とご支援、お客様等との深い信頼関係に加え、当社グループが属します軸受・工作機器業界や事業内容、市場特性に関する豊富な知識と経験を有した経営陣と社業に誠実である従業員が個々の役割を認識しながら、堅実に経営基盤を強化していこうとする意欲だと考えております。

当社グループは、世界規模で技術革新が進展する中、急激に変化する国内外市場の需要動向を的確に把握し、これらの経営資源を有効かつ最大限に活用するとともに、地球環境の保全に配慮した企業活動や法令遵守を心がけた経営を継続し、企業の社会的責任を果たすと同時に、企業価値の向上に全力で取り組んでまいります。

他方で、当社が買収への対応方針を導入した2007年頃当時から、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大量の株式の買付けを強行するといった動きが散見されるようになり、近時においてもこのような動きは継続しております。そして、このような動きにより、場合によっては上記の経営資源に基づく当社グループの持続的な企業価値の向上が妨げられるような事態が発生する可能性も否定できません。

当社といたしましては、このような状況に鑑み、支配株式の取得を目指す者およびそのグループ（以下「買収者等」といいます。）が現われることを想定しておく必要があるものと考えております。

もとより、当社といたしましては、あらゆる支配株式の取得行為に対して否定的な見解を有するものではありません。

しかしながら、支配株式の取得行為の中には、①買収者等による支配株式の取得行為の目的等からみて、買収者等が真摯に合理的な経営を目指すものではないことが明白であるもの、②一般株主に不利益な条件での株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③支配株式の取得行為に応じることの是非を一般株主が適切に判断するために必要な情報や相当な考慮期間が提供・確保されていないもの、④支配株式の取得行為に対する賛否の意見または買収者等が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を会社の取締役会が株主に対して提示するために必要な情報、買収者等との交渉機会、相当な考慮期間などを会社の取締役会に対して与えないもの等、会社の企業価値または株主の皆様共同の利益に対して回復困難な損害を与える可能性のあるものも少なくありません。

当社といたしましては、このように当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上に資さない態様で支配株式の取得行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、かかる買収者等に対しては、会社として、このような事態が生ずることのないように何らかの措置を講じる必要があるものと考えております。

(注1) 軸受(ベアリング)は、機械等の回転運動部分の摩擦を大きく低減させることにより、エネルギーロスを減少させ、省エネルギーに大きく貢献する機械要素です。当社グループで製造販売している「針状ころ軸受(ニードルベアリング)」は、一般的に知られている軸受(転動体に鋼球を使用したボールベアリング)とは異なり、転動体に針状のころ(ニードルローラー)を使用しており、小形、軽量かつ負荷能力が大きな軸受です。I K Oニードルベアリングは、自動車やオートバイ、印刷機械、産業用ロボット、建設・農業機械等、幅広い産業に浸透しています。

(注2) 直動案内機器は、機械等で精密な位置決めを必要とする直線運動部分に使用される機械要素です。軸受同様に摩擦を大きく低減させ、省エネルギーに大きく貢献するとともに、負荷能力が大きいため使用される機械自体の小型化を可能とします。当社グループでは、世界最極小サイズから超大形サイズまで多彩な品種を揃えており、半導体製造装置や大型工作機械、医療機器等、先端産業を中心に需要が広がっています。

(3) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、社会的使命に配慮した企業活動を推進し、ユーザーニーズに即した技術の開発と豊かな地球環境の実現を目指すことにより、社会とともに発展し続けるという経営の基本方針に基づき、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、迅速で適切な意思決定と業務執行に対する監督機能の充実を図り、コンプライアンスを徹底し、経営の透明性を高めることが重要な課題であると考えており、以下のとおりコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでおります。

(監査等委員会設置会社への移行)

当社は、本定時株主総会の承認を条件として、経営の意思決定および業務執行の迅速化と効率化を図るとともに、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会における議決権を有する構成員とすることにより取締役会の監督機能を強化することで、コーポレート・ガバナンス体制を一層強化・充実させ、更なる企業価値向上を図ることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたします。

監査等委員会設置会社へ移行後の当社取締役の員数は、取締役（監査等委員である取締役を除く）7名（うち社外取締役3名）、監査等委員である取締役4名（全員社外取締役、うち常勤1名）となる予定です。

(その他)

上記のほか、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては当社コーポレート・ガバナンス報告書 (<https://www.ikont.co.jp/ir/business/pdf/cgreport20250421.pdf>) をご参照ください。

2. 本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）について

(1) 本プランによる買収への対応方針継続の目的について

当社は、上記1のとおり、買収者等に対して、場合によっては何らかの措置を講じる必要が生じ得るものと考えておりますが、上場会社である以上、買収者等に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者等に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株主の皆様に必要な判断を行っていただくためには、その前提として、上記のような当社固有の事業特性や当社グループの歴史を十分に踏まえていただいたうえで、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えております。そして、買収者等による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者等から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に必要な判断を行っていただくためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報および当該買収者等による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当該評価・意見に基づく当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えております。

したがって、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、上記基本方針を踏まえ、大規模買付行為（下記(2)(a)に定義されます。以下同じとします。）を行おうとし、または現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます。）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」といいます。）を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために当該大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者（具体的には、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者ならびにその共同保有者および特別関係者ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下「例外事由該当者」といいます。））によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランによる買収への対応方針の継続が必要であるとの結論に達しました。なお、本プランによる買収への対応方針の継続決定に当たり、当社は、経済産業省に設置された企業価値研究会が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の内容、同研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、経済産業省

が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」ならびに東京証券取引所が2015年6月1日に導入し、2018年6月1日および2021年6月11日にそれぞれ改訂された「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」等の買収への対応方針に関する議論を踏まえつつ、透明性・流通市場への影響等も含め総合的に検討し、その結果として、本プランにより買収への対応方針を継続することが最善の選択であるとの判断に至ったものです。

本プランによる買収への対応方針の継続に際しましては、株主の皆様のご意思を確認することが望ましいことはいうまでもありません。そのため、当社といたしましては、本定時株主総会において、本プランによる買収への対応方針の継続につき株主の皆様のご意思を確認させていただくことといたしました。

以上の理由により、当社取締役会は、本定時株主総会において本プランによる買収への対応方針の継続に関する承認議案を付議することを通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただくことを条件として、2025年5月19日付で本プランによる買収への対応方針の継続を決定しました。

なお、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

また、2025年3月31日現在における当社の大株主の状況は、「当社株式の保有状況概況」（別紙1）のとおりです。

(2) 本プランの内容について

本プランの具体的内容は以下のとおりです。なお、本プランに関する手続の流れの概要をまとめたフローチャートは（別紙2）のとおりです。また、本プランに関し、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、新株予約権の無償割当て等による対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行う場合に備え、予めその手続および行動指針を定めることを目的として定めた「対抗措置発動等ガイドライン」（以下「本ガイドライン」といいます。）の骨子は（別紙3）のとおりです。

(a) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の①から③までのいずれかに該当する行為またはその可能性のある行為（ただし、当社取締役会が予め承認をした行為を除き、以下「大規模買付行為」と総称します。）がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

- ① 当社が発行者である株券等（注1）に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（注2）が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注3）
- ② 当社が発行者である株券等（注4）に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（注5）とその特別関係者（注6）の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注7）

- ③ 上記①または②に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注８）を樹立する行為（注９）（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）

（注１）金融商品取引法第27条の23第１項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注２）金融商品取引法第27条の23第４項に定義される株券等保有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の２第７項に定義される特別関係者、(ii)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに当該特定の株主の公開買付代理人および主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」といいます。）、弁護士、会計士および税理士その他のアドバイザー、ならびに(iii)上記(i)および(ii)に該当する者から市場外の相対取引または東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社株券等を譲り受けた者は、本プランにおいては当該特定の株主の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第５項に定義される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めたものを含みます。以下同じとします。）とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

（注３）売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法施行令第14条の６に規定される各取引を行うことを含みます。

（注４）金融商品取引法第27条の２第１項に定義される株券等をいいます。以下本②において同じとします。

（注５）金融商品取引法第27条の２第８項に定義される株券等所有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

（注６）金融商品取引法第27条の２第７項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者および(ii)契約金融機関等は、本プランにおいては当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注７）買付けその他の有償の譲受けおよび金融商品取引法施行令第６条第３項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

（注８）「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上がりの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主および当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

(注9) 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会（下記(e)に定義されます。以下同じとします。）の勧告に従って行うものとします。なお、当社取締役会は、上記③の要件に該当するか否かの判定に必要なとされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(b) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始または実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）を遵守することを当社取締役会に対して誓約する旨の大規模買付者代表者による署名または記名捺印のなされた書面および当該署名または記名捺印を行った代表者の資格証明書（以下これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を提出していただきます。

意向表明書には、大規模買付ルールを遵守する旨の誓約のほか、大規模買付者の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の役職および氏名、会社等の目的および事業の内容、大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要、日本国内における連絡先、大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社株券等の取引状況および企図されている大規模買付行為の概要等も明示していただきます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限りません。

当社は、大規模買付者から意向表明書の提供があった場合、当社取締役会または独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(c) 大規模買付者に対する情報提供要求

当社取締役会および独立委員会が意向表明書を受領した日から5営業日（初日は算入されないものとします。）以内に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、次の①から⑯までに掲げる情報（以下「大規模買付情報」と総称します。）を大規模買付者が濫用的買収者（下記(f)ア②に定義されます。以下同じとします。）に該当しないことを誓約する旨の書面とともに提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、直ちにこれを独立委員会に対して提供します。

なお、当社取締役会または独立委員会が、大規模買付者から当初提供を受けた情報だけでは、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会および独立委員会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成し（以下「意見形成」といいます。）、または代替案を立案し（以下「代替案立案」といいます。）、株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合には、合理的な期間（追加情報の提供を大規模買付者に対して要求した日から60日間（初日は算入されないものとします。）を上限

とし、以下「必要情報提供期間」といいます。)の提出期限を定めたうえで、当該定められた具体的期間および合理的な期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示することにより、株主の皆様による適切な判断ならびに当社取締役会および独立委員会による意見形成および代替案立案のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。ただし、大規模買付情報の具体的な内容は大規模買付行為の内容および規模によって異なることもあり得るため、当社取締役会は、大規模買付行為の内容および規模ならびに大規模買付情報の具体的な提供状況を考慮して、必要情報提供期間満了時まで提供された情報が株主の皆様による適切な判断ならびに当社取締役会および独立委員会による意見形成および代替案立案のために不十分と認められる場合には、独立委員会の勧告に基づき、必要情報提供期間を最長30日間延長することができるものとします。これらの場合、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。

当社取締役会または独立委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合（なお、提供を要求した情報の一部が提出されない場合においても、不提出につき合理的な説明がなされていると判断した場合には、大規模買付情報の提供が完了したものと取り扱う場合があります。）または必要情報提供期間が満了した場合には、当社は、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って直ちにその旨を株主の皆様に対して開示します。なお、下記(d)に記載のとおり、当該開示の日の翌日から、取締役会評価期間（下記(d)に定義されます。）が起算されることとなります。さらに、当社は、当社取締役会または独立委員会の決定に従い、大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って原則として適時適切に開示します。

なお、大規模買付ルールに基づく大規模買付情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は日本語に限ります。

- ① 大規模買付者およびそのグループ会社等（主要な株主または出資者（直接であるか間接であるかを問いません。以下同じとします。）および重要な子会社・関連会社ならびに共同保有者および特別関係者を含み、大規模買付者がファンドもしくはその出資に係る事業体（日本法に基づいて設立されたものであるか外国法に基づいて設立されたものであるかを問わず、法形式の如何を問いません。以下「ファンド等」といいます。）である場合または大規模買付者が実質的に支配もしくは運用するファンド等が存する場合はその主要な組合員、出資者その他の構成員ならびに業務執行組合員および投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします。）の概要（沿革、具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成、出資先、出資先に対する出資割合、事業内容、財務内容、投資方針の詳細、過去10年以内における投融資活動の詳細、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）第26条第1項に規定される「外国投資家」への該当性の有無およびその根拠となる情報、過去10年以内における法令違反行為の有無（およびそれが存する場合にはその概要）、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験および今後の競業可能性等の詳細に関する情報ならびに役員の氏名、略歴および過去における法令違反行為の有無（およびそれが存する場合にはその概要）等を含みます。）
- ② 大規模買付者およびそのグループ会社等による、当社株券等の保有状況、当社株券等または当社グループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況および契約状況ならびに当社株券等の貸株、借株および空売り等の状況
- ③ 大規模買付者およびそのグループ会社等が既に保有する当社株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方および契約の対象となっている当社株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ④ 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社株券等に関し担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方および契約の対象となっている当社株券等の数量等の当該合意の具体的内容
- ⑤ 大規模買付者およびそのグループの内部統制システム（グループ内部統制システムを含みます。以下同じとします。）の具体的内容および当該システムの実効性の有無ないし状況
- ⑥ 大規模買付行為の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細。なお、支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為の後における当社株券等の第三者への譲渡等または重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項に定義される重要提案行為等をいいます。以下同じとします。）を行うことその他の目的がある場合には、その概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）、方法および内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為の対象となる当社株券等の種類、数および大規模買付行為に係る買付け等を行った後における株券等所有割合、大規模買付行為の対価の種類および価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模

模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為および関連する取引の実現可能性（大規模買付行為を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容）、ならびに大規模買付行為完了後の当社株券等の保有方針および当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨およびその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書をあわせて提出していただきます。）

- ⑦ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします。）の有無ならびに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様および内容ならびに当該第三者の概要
- ⑧ 大規模買付行為に係る買付け等の対価の算定根拠およびその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関の名称と当該算定機関に関する情報、算定機関の意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯、算定に用いた数値情報ならびに大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーおよびディスシナジーの額およびその算定根拠を含みます。）
- ⑨ 大規模買付行為に係る買付け等の資金の裏付け（当該資金の提供者（直接・間接を問わず実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無および内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無および内容、ならびに関連する取引の具体的な内容を含みます。）
- ⑩ 大規模買付行為の完了後に意図されている当社グループの経営方針、大規模買付行為の完了後に派遣を予定している取締役候補の経歴その他の詳細に関する情報（当社および当社グループの事業と同種の事業についての知識および経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策、配当政策および資産活用策等（大規模買付行為完了後における当社および当社グループの資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）その他大規模買付行為完了後における当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、地域関係者（研究所、工場等が所在する地方公共団体を含みます。）その他の当社および当社グループに係る利害関係者への対応方針・処遇方針
- ⑪ 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接であるか間接であるかを問いません。）および関連性がある場合にはその関連性に関する詳細、ならびにこれらに対する対処方針
- ⑫ 大規模買付者と当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- ⑬ 大規模買付者が濫用的買収者に該当しないことを誓約する旨の書面
- ⑭ 大規模買付行為に適用される可能性のある外為法その他の国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府または第三者から取得すべき独占禁止法、外為法その他の法令等に基づく承認または許認可等の取得の蓋然性（なお、これらの事項につきましては、関係する法域における資格を有する弁護士による意見書をあわせて提出していただきます。）

- ⑮ 大規模買付行為完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性および国内外の各種法令等の規制遵守の可能性
- ⑯ その他当社取締役会または独立委員会が合理的に必要と判断し、不備のない適式な意向表明書を当社取締役会が受領した日から原則として5営業日（初日は算入されないものとします。）以内に書面により大規模買付者に対して要求した情報

(d) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じて、下記①または②の期間（いずれも大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会もしくは独立委員会が判断した旨または必要情報提供期間が満了した旨を当社が開示した日の翌日から起算されるものとします。）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。大規模買付行為は、本プランに別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。なお、かかる取締役会評価期間は、当社の事業内容の評価、検討の困難さや、意見形成、代替案立案等の難易度などを勘案して設定されたものです。

① 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：最長60日間

② ①を除く大規模買付行為が行われる場合：最長90日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うものとします。当社取締役会がこれらを行うにあたっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等。以下同じとします。）の助言を得るものとします。なお、かかる費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に下記(f)記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動または不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長30日間（初日は算入されないものとします。）延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間およびその具体的期間が必要とされる理由を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(e) 独立委員会の設置

当社は、本プランによる買収への対応方針の継続にあたり、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役および社外監査役（それらの補欠者を含みます。）ならびに社外有識者（弁護士、公認会計士、大学教授等）の中の3名以上から構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）を設置しているところですが、監査等委員会設置会社への移行後の本プランにおいても、社外取締役（その補欠者を含みます。）および社外有識者の中の3名以上から構成される独立委員会を継続します。なお、当社は、社外取締役からの独立委員会の委員の選任にあたっては、当社が株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出た者を優先します。

独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会および独立委員会から独立した第三者的立場にある専門家の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

本プランによる買収への対応方針の継続当初における独立委員会の各委員として就任予定の者の氏名および略歴は（別紙4）のとおりです。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、独立委員会の委員に事故あるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

(f) 独立委員会の勧告手続および当社取締役会による決議

ア 独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、次の①から③までに定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

① 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日（初日は算入されないものとします。）以内に当該違反が是正されない場合には、独立委員会は、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動その他必要と考える事項を勧告します。かかる勧告がなされた場合、当社は、独立委員会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の中止または発動の停止その他の勧告を当社取締役会に対し

て行うことができるものとします。かかる再勧告が行われた場合も、当社は、独立委員会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

② 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、独立委員会は、当該大規模買付者が次の(ア)から(ケ)までのいずれかの事情を有していると認められる者（以下「濫用的買収者」と総称します。）であり、かつ、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動が相当であると判断する場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

(ア) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っているまたは行おうとしている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にある場合

(イ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合

(ウ) 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合（ただし、対抗措置の発動は、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を毀損するか否かという観点から判断するものとし、本(ウ)に形式的に該当することのみをもって対抗措置を発動することはしないものとします。）

(エ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券などの高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合（ただし、対抗措置の発動は、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を毀損するか否かという観点から判断するものとし、本(エ)に形式的に該当することのみをもって対抗措置を発動することはしないものとします。）

(オ) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株式を取得後、様々な策を弄して、もっぱら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものである場合

- (カ) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額およびその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りません。）が、当社の企業価値に照らして不十分または不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (キ) 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、または上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの）、部分的公開買付け（当社株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする公開買付け）などに代表される、構造上株主の皆様の判断の機会または自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合
- (ク) 大規模買付者による支配権取得により、株主の皆様はもとより、株主の皆様共同の利益に寄与する者との関係が破壊または毀損され、その結果として株主の皆様共同の利益が著しく毀損することが予想されたり、株主の皆様共同の利益の確保および向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、または大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- (ケ) 大規模買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力またはテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

③ 独立委員会によるその他の勧告等

独立委員会は、当社取締役会に対して、上記のほか、適宜当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の最大化の観点から適切と思われる内容の勧告や一定の法令等で許容されている場合における対抗措置の中止または発動の停止の勧告を行うことができるものとします。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

イ 当社取締役会による決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、当該大規模買付行為が、大規模買付ルールに従わない場合等一定の要件に該当すると判断する場合、本ガイドラインに基づき、対抗措置の発動もしくは不発動または大規模買付行為に対する対抗措置発動の要否や内容等についての株主の皆様の意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）の招集その他必要な決議を行うものとします。

なお、独立委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、対抗措置発動の決議を行い、または不発動の決議を行わず、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様に向うべく下記のウの方法により株主意思確認総会を招集することができるものとします。

また、当社取締役会が対抗措置を発動するに際しては、監査等委員の全員の賛成を得たうえで、取締役会決議を行うこととします。なお、当社取締役会は、独立委員会から当社取締役会に対する対抗措置の発動の勧告が行われた後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の決定を行うことができるものとします。

これらの決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

ウ 株主意思確認総会の招集

当社取締役会が自らの判断で本プランによる対抗措置を発動することの可否を問うための株主意思確認総会を開催すべきと判断した場合には、当社取締役会は可及的速やかに株主意思確認総会を招集します。この場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会において議決権を行使できる株主の範囲、議決権行使の基準日、株主意思確認総会の開催日時等の詳細について、適用ある法令等に従って開示いたします。株主意思確認総会の決議は、株主意思確認総会に出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行われるものとします。

大規模買付行為は、株主意思確認総会における対抗措置の発動議案否決および株主意思確認総会の終結後に行われるべきものとします。株主意思確認総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が可決された場合、当社取締役会は、当該大規模買付行為に対して本プランによる対抗措置発動の決議を行うこととします。なお、株主意思確認総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大規模買付行為に対しては本プランによる対抗措置の発動は行われません。

株主意思確認総会の招集手続が執られた場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った場合や当社取締役会にて対抗措置の発動を決議することが相当であると判断するに至った場合には、当社は株主意思確認総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、当社取締役会の意見およびその意見の理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(g) 大規模買付情報の変更

上記(c)の規定に従い、当社が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会または独立委員会が、大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨およびその理由ならびにその他適切と認められる情報を、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示することにより、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為（以下「変更前大規模買付行為」といいます。）について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為を変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として取扱い、本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。

(h) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものを想定しています（以下、割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）。ただし、会社法その他の法令および当社の定款が取締役会の権限として認めるその他の措置を発動することが相当と判断される場合には当該措置が用いられることもあり得るものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、（別紙5）に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i) 例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件または(ii) 当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項や、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、例外事由該当者が所有する本新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

なお、当社は、対抗措置として機動的に本新株予約権の無償割当てができるように、当社取締役会で決議して本新株予約権に係る発行登録を行う可能性があります。

3. 本プランの有効期間ならびに継続、廃止および変更等について

当社は、本プランによる買収への対応方針の継続を行うにあたって、株主の皆様の意思を適切に反映する機会を得るため、本プランによる買収への対応方針の継続に関する承認議案を本定時株主総会に付議します。

本プランの有効期間は、本定時株主総会において本プランによる買収への対応方針の継続に関する承認議案が承認可決された時点から本定時株主総会終了後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとします。ただし、当該取締役会終結時において、現に大規模買付行為を行っている者または大規模買付行為を企図する者であって独立委員会において定める者が存在している場合には、当該行われているまたは企図されている行為との関係では、上記取締役会の終結時後も、本プランが引き続き適用されるものとします。もっとも、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において当社提案に基づき本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。また、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の任期は1年であり、毎年当社の定時株主総会における取締役選任議案に関する議決権行使を通じて、本プランの継続または廃止に関する株主の皆様の意思を確認することが可能です。なお、本定時株主総会において本プランによる買収への対応方針の継続に関する承認議案が可決されなかった場合には、本プランの効力は生じず、旧プランは本定時株主総会の終結の時点で終了することになります。

本プランについては、本年以降、必要に応じて、当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、その継続、廃止または変更の是非につき検討を行い、必要な場合には所要の決議を行います。

また、当社は、当社取締役会において、法令等および金融商品取引所規則の改正もしくはこれらの解釈・運用の変更、または税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、独立委員会の承認を得たうえで、必要に応じて本プランを見直し、または変更する場合があります。ただし、当社は、本プランの内容に重要な変更を行う場合には、株主の皆様の意思を適切に反映する機会を得るため、変更後のプランの導入に関する承認議案を当社株主総会に付議するものとし、変更後のプランは、その承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとします。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

4. 株主および投資家の皆様への影響について

(1) 本プランの効力発生時に本プランが株主および投資家の皆様へ与える影響

本プランの効力発生時には、本新株予約権の発行自体は行われません。したがって、本プランが本プラン効力発生時に株主および投資家の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、大規模買付行為に対する対抗措置を執ることがありますが、現在想定されている対抗措置の仕組み上、本新株予約権の発行時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の法的権利および経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

また、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、または無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

また、無償割当てがなされた本新株予約権の行使および取得の手続について株主の皆様に関わる手続は、次のとおりです。

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の割当てのための基準日を定め、当該基準日における株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられます。

当社は、基準日における株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとし、株主ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には、交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を含むことがあります。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。株主の皆様におかれましては、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込んだうえ、当社取締役会が別途定める本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出することにより、1個の本新株予約権につき1株の当社普通株式が発行されることとなります。ただし、例外事由該当者は、当該新株予約権を行使できない場合があります。

他方、本新株予約権に取得条項が付され、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることになります（なお、この場合、株主の皆様には、別途、本人確認のための書類および当社普通株式の振替を行うための口座に関する情報を記載した書類のほか、株主ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記載した書面をご提出いただくことがあります。）。ただし、例外事由該当者については、前述したとおり、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことがあるほか、例外事由該当者の有する本新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得することもあります。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、適時適切に開示しますので、当該内容をご確認ください。

5. 本プランの合理性について

本プランは、経済産業省および法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」ならびに東京証券取引所が2015年6月1日に導入し2018年6月1日および2021年6月11日にそれぞれ改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」その他の買収への対応方針に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

(1) 企業価値または株主共同の利益の確保・向上

本プランは、上記 2 (1) 記載のとおり、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、継続されるものです。

(2) 事前の開示

当社は、株主および投資家の皆様および大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って必要に応じて適時適切な開示を行います。

(3) 株主意思の重視

当社は、本定時株主総会において本プランによる買収への対応方針の継続に関する承認議案を付議することを通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただきます。また、前述したとおり、当社株主総会において当社提案に基づき本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には本プランはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様の意思に係らしめられています。

(4) 外部専門家の意見の取得

上記 2 (2) (d) 記載のとおり、当社取締役会は、大規模買付行為に関する評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うにあたり、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家の助言を得たうえで検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性および合理性が担保されることになります。

(5) 独立委員会の設置

当社は、上記 2 (2) (e) 記載のとおり、本プランの必要性および相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、独立委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。また、独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会および独立委員会から独立した第三者的立場にある専門家の助言を得ること等ができます。これにより、独立委員会の勧告に係る判断の客観性および合理性が担保されることになります。

(6) ガイドラインの設定

当社は、本プランにおける各手続において当社取締役会による恣意的な判断や処理がなされることを防止し、また、手続の透明性を確保すべく、客観的な要件を織り込んだ内部基準として、本ガイドラインを設けています。本ガイドラインの制定により、対抗措置の発動、不発動または中止に関する判断の際に拠るべき基準が客観性・透明性の高いものとなり、本プランにつき十分な予見可能性が付与されることとなります（本ガイドラインの骨子は（別紙３）をご参照ください。）。

(7) デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記３記載のとおり、当社提案に基づく株主総会の決議または株主総会において選任された取締役により構成される取締役会の決議によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は本定時株主総会の承認を条件として監査等委員会設置会社へ移行することを予定しておりますが、監査等委員会設置会社への移行後も取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の任期は１年、監査等委員である取締役の任期は２年と、会社法所定の任期となっており、いわゆる期差任期制を採用しておりませんので、本プランは、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以 上

(別紙1)

当社株式の保有状況概況 (2025年3月31日現在)

1. 株式の総数

種 類	発行可能株式総数 (株)
普通株式	291,000,000
計	291,000,000

2. 発行済株式

種 類	発行済株式の総数 (株)	上場金融商品取引所名	内 容
普通株式	73,501,425	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は100株であります。

3. 大株主の状況

氏 名 ま た は 名 称	所有株式数 (千株)	所有株式数の割合 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	9,181	13.03
日 本 ト ム ソ ン 取 引 先 持 株 会	5,841	8.29
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	4,262	6.05
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	3,433	4.87
M M I n v e s t m e n t s 株 式 会 社	2,105	2.98
日 本 ト ム ソ ン 従 業 員 持 株 会	2,013	2.85
株 式 会 社 不 二 越	2,008	2.85
H S B C B A N K P L C A / C M A N D G (A C S) V A L U E P A R T N E R S C H I N A E Q U I T Y F U N D	1,998	2.83
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,612	2.28
N O R T H E R N T R U S T C O . (A V F C) R E I E D U U C I T S C L I E N T S N O N L E N D I N G 1 5 P C T T R E A T Y A C C O U N T	1,400	1.98

(注) 1. 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 当社は自己株式を3,079,894株 (4.19%) 保有しております。

3. 所有株式数の割合は自己株式 (3,079,894株) を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。なお、当該自己株式には、「役員向け株式交付信託」が所有する当社株式 (841,900株) および「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式 (451,000株) は含めておりません。

4. 所有者別状況

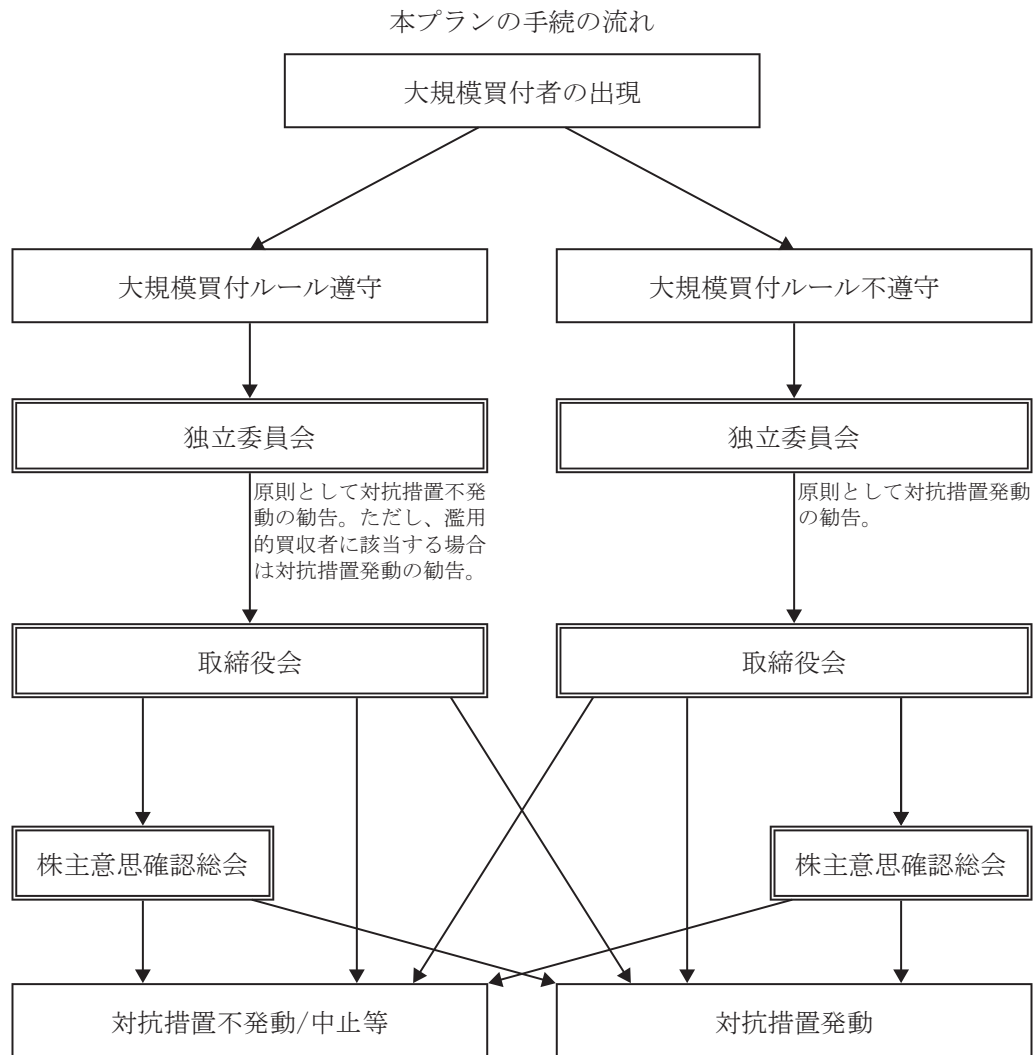
区 分	株主数（名）	所有株式数（千株）	発行済株式の総数に対する 所有株式数の割合（％）
金 融 機 関	27	27, 561	37. 50
証 券 会 社	27	561	0. 76
そ の 他 国 内 法 人	146	10, 573	14. 39
外 国 人	141	13, 817	18. 80
個 人 ・ そ の 他	10, 402	17, 906	24. 36
自 己 株 式	1	3, 079	4. 19
計	10, 744	73, 497	100. 00

（注）1. 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 発行済株式の総数に対する所有株式数の割合は小数点第3位以下を四捨五入して表示しております。

3. 「役員向け株式交付信託」が所有する当社株式（841, 900株）および「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式（451, 000株）は「自己株式」に含めておらず、「金融機関」に含めております。

(別紙 2)



※ 別紙 2 は、本プランの手続の流れに関する概要を記載したものです。詳細につきましては、本文をご参照ください。

対抗措置発動等ガイドライン骨子

1. 目的

対抗措置発動等ガイドライン（以下「本ガイドライン」という。）は、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本プラン」という。）に関し、当社取締役会および独立委員会（下記 6 に規定される。以下同じ。）が、大規模買付者が出現した場合に、当社の企業価値または株主共同の利益の確保・向上の観点から、新株予約権の無償割当て等による対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行う場合に備え、予めその手続および行動指針を定めることを目的とする。

なお、本ガイドラインにおいて、「大規模買付行為」とは、次の①から③のいずれかに該当する行為またはその可能性のある行為（ただし、当社取締役会が予め承認をした行為を除く。）を意味し、「大規模買付者」とは、大規模買付行為を行おうとし、または現に行っている者を意味するものとする。

- ① 当社が発行者である株券等¹に関する当社の特定の株主の株券等保有割合²が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得³
- ② 当社が発行者である株券等⁴に関する当社の特定の株主の株券等所有割合⁵とその特別関係者⁶の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得⁷

-
- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいう。以下別段の定めがない限り同じ。
 - 2 金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいう。以下別段の定めがない限り同じとするが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、(ii)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびに当該特定の株主の公開買付代理人および主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」という。）、弁護士、会計士ならびに税理士その他のアドバイザー、ならびに(iii)上記(i)および(ii)に該当する者から市場外の相対取引または東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社株券等を譲り受けた者は、本プランにおいては当該特定の株主の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めたものを含む。以下同じ。）とみなす。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとする。
 - 3 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含む。
 - 4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいう。以下本②において同じ。
 - 5 金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいう。以下別段の定めがない限り同じ。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとする。
 - 6 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。なお、(i)共同保有者および(ii)契約金融機関等は、本プランにおいては当該特定の株主の特別関係者とみなす。以下別段の定めがない限り同じ。
 - 7 買付けその他の有償の譲受けおよび金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含む。

- ③ 上記①または②に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含む。以下本③において同じ。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁸を樹立する行為⁹（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限る。）

2. 対抗措置の発動

独立委員会は、(1)大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合（大規模買付者が当社取締役会が定める合理的期間内に必要な追加情報の提供を行わない場合や大規模買付者が当社取締役会との協議・交渉に応じない場合を含む。）で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日（初日は算入されないものとする。）以内に当該違反が是正されない場合には、当社の企業価値または株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として対抗措置の発動を行うことを当社取締役会に勧告し、または、(2)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、大規模買付者が、次の(ア)から(ケ)までのいずれかの事情を有していると認められる者（以下「濫用的買収者」と総称する。）であり、かつ、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動が相当であると判断する場合には、対抗措置の発動を行うことを当社取締役会に勧告するものとし、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、監査等委員の全員の賛成を得たうえで対抗措置の発動を決議するものとする。

ただし、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の中止または発動の停止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとし、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、不発動の決議を行わず、対抗措置を発動するか否かを株主に問うべく株主意思確認総会を可及的速やかに招集することができるものとする。

-
- 8 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上がりの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主および当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとする。
- 9 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に従って行うものとする。なお、当社取締役会は、上記③の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがある。

- (ア) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っているまたは行おうとしている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にある場合
- (イ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移譲させることにある場合
- (ウ) 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合（ただし、対抗措置の発動は、当社の企業価値または株主共同の利益を毀損するか否かという観点から判断するものとし、本(ウ)に形式的に該当することのみをもって対抗措置を発動することはしないものとする。）
- (エ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券などの高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合（ただし、対抗措置の発動は、当社の企業価値または株主共同の利益を毀損するか否かという観点から判断するものとし、本(エ)に形式的に該当することのみをもって対抗措置を発動することはしないものとする。）
- (オ) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株式を取得後、様々な策を弄して、もっぱら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものである場合
- (カ) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額およびその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含むがこれらに限らない。）が、当社の企業価値に照らして不十分または不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (キ) 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、または上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主に対して買付けに応じることを事実上強要するもの）、部分的公開買付け（当社株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする公開買付け）などに代表される、構造上株主の判断の機会または自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合
- (ク) 大規模買付者による支配権取得により、株主はもとより、株主共同の利益に寄与する者との関係が破壊または毀損され、その結果として株主共同の利益が著しく毀損することが予想されたり、株主共同の利益の確保および向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、または大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業

価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合

- (ケ) 大規模買付者の経営陣または主要株主もしくは出資者に反社会的勢力またはテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

3. 対抗措置の不発動

当社取締役会は、次の場合には、対抗措置を発動しない。

- (1) 当社の総株主の議決権の2分の1以上を有する株主（ただし、大規模買付者を除く。）が公開買付けに応じる意思を表明した場合
- (2) 当社取締役会が、大規模買付者との間で十分な協議・交渉を行った結果、大規模買付者が濫用的買収者に該当しないと判断した場合
- (3) 本プランによる対抗措置を発動することの可否を問うために開催された株主意思確認総会において、本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合
- (4) その他当社取締役会が別途定める場合

4. 対抗措置の廃止

当社取締役会は、次の場合には、対抗措置を廃止する。

- (1) 株主意思確認総会において大規模買付者の買収提案について普通決議による賛同が得られた場合
- (2) 独立委員会の全員一致による決定があった場合
- (3) その他当社取締役会が別途定める場合

5. 対抗措置の内容

会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものとする（以下、割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」という。）。ただし、会社法その他の法令および当社の定款が取締役会の権限として認めるその他の措置を発動することが相当と判断される場合には当該措置が用いられることもあり得るものとする。

なお、大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要は、（別紙5）に記載のとおりとし、(i) 例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件または(ii) 当社が本新株予約権の一部を取得することとするとときに、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項や、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、例外事由該当者が所有する本新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることができるものとする。

6. 独立委員会

独立委員会は3名以上で構成され、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役（補欠者を含む。）および社外有識者（弁護士、公認会計士、大学教授等）から、当社取締役会により選任される。社外取締役からの独立委員会の委員の選任にあたっては、当社が株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出た者を優先するものとする。なお、社外有識者の場合は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結するものとする。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会の委員に事故あるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

7. 適時開示

当社取締役会は、本プラン上必要な事項について、株主および投資家に対して、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行うものとする。

8. 本プランの有効期間ならびに継続、廃止および変更等

本プランの有効期限は、2025年6月27日開催の当社第76回定時株主総会（以下「本定時株主総会」という。）において本プランによる買収への対応方針の継続に関する承認議案が承認可決された時点から本定時株主総会終了後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとする。ただし、当該取締役会終結時において、現に大規模買付行為を行っている者または大規模買付行為を企図する者であって独立委員会において定める者が存在している場合には、当該行われているまたは企図されている行為との関係では、上記取締役会の終結時後も、本プランが引き続き適用される。かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において当社提案に基づき本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または②当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとする。

なお、当社取締役会は、必要に応じて、本定時株主総会以降に行われる当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会において、本プランの継続、廃止または変更の是非につき検討を行い、必要な場合には所要の決議を行うものとする。

また、当社取締役会は、法令等および金融商品取引所規則の改正もしくはこれらの解釈・運用の変更、もしくは税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、独立委員会の承認を得たうえで、上記当社定時株主総会の終結後最初に開催される当社取締役会以外の時機においても、必要に応じて本プランを見直し、または変更する場合がある。ただし、本プランの内容に重要な変更を行う場合には、変更後のプランの導入に関する承認議案を当社株主総会に付議するものとし、変更後のプランは、その承認議案につき、株主の承認が得られることを条件に効力を生じるものとする。

(別紙4)

独立委員会委員の氏名および略歴（五十音順）

① 伊集院 功（いじゅういん いさお） 1939年7月生まれ

<略歴>

1964年 弁護士登録、所澤・長島法律事務所（現 長島・大野・常松法律事務所）入所
1974年 クリアリー・ゴットリーブ法律事務所（スタジオール）
1975年 長島・大野・常松法律事務所パートナー
2004年 上智大学法科大学院教授（2010年退任）
2004年 千葉大学経営協議会委員（2010年退任）
2005年 長島・大野・常松法律事務所顧問（2009年退任）
2005年 ファイザー株式会社社外監査役（2018年退任）
2005年 日本ストライカー・ホールディング株式会社（現 日本ストライカー株式会社）社外
監査役（2009年退任）
2005年 三井化学株式会社社外監査役（2013年退任）
2007年 当社独立委員会委員（現任）

※伊集院功氏と当社との間には独立委員会の委員としての報酬以外に金銭の授受はありません。

② 武井 洋一（たけい よういち） 1961年6月生まれ ※当社社外取締役

<略歴>

1993年 弁護士登録、岩田合同法律事務所入所（2000年退所）
2000年 明哲綜合法律事務所パートナー（現任）
2003年 当社社外監査役（2013年退任）
2006年 山崎金属産業株式会社社外監査役（現任）
2007年 当社独立委員会委員（現任）
2013年 当社社外取締役（現任）
2020年 大王製紙株式会社社外取締役（現任）
2022年 株式会社日本貿易保険社外監査役（現任）

※武井洋一氏と当社との間には社外取締役としての報酬以外に金銭の授受はありません。

※武井洋一氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。また、同氏は社外取締役候補者であり、2025年6月27日開催の当社第76回定時株主総会において、同氏が社外取締役に再任された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定です。なおこの場合、同氏と当社との間では、社外取締役としての報酬以外に金銭の授受を行う予定はありません。

③ 那須 健人（なす たけと） 1968年8月生まれ ※当社社外監査役

<略歴>

1996年 弁護士登録、湯浅法律特許事務所（現 ユアサハラ法律特許事務所）入所（2009年退所）
2001年 米国ニューヨーク州弁護士登録
2006年 桐蔭横浜大学法科大学院講師（2014年退任）
2009年 ブレークモア法律事務所パートナー（現任）
2013年 当社社外監査役（現任）
2013年 当社独立委員会委員（現任）
2014年 最高裁判所司法研修所教官（2017年退任）

※那須健人氏と当社との間には社外監査役としての報酬以外に金銭の授受はありません。

※那須健人氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。また、同氏は監査等委員である社外取締役候補者であり、2025年6月27日開催の当社第76回定時株主総会において、同氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定です。なおこの場合、同氏と当社との間では、社外取締役としての報酬以外に金銭の授受を行う予定はありません。

④ 野田 篤子（のだ あつこ） 1961年1月生まれ ※当社社外取締役

<略歴>

1983年 日本航空株式会社入社
1991年 同社パーサー（1994年退社）
1994年 ヘンケル&グロッセ日本代表事務所設立 日本代表（1995年退任）
1995年 有限会社ジャパン・デューティーフリー・サービス（現 グロッセ・ジャパン株式会社）設立 代表取締役
2002年 グロッセ・ジャパン株式会社代表取締役CEO（現任）
2022年 当社社外取締役（現任）

※野田篤子氏と当社との間には社外取締役としての報酬以外に金銭の授受はありません。

※野田篤子氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。また、同氏は社外取締役候補者であり、2025年6月27日開催の当社第76回定時株主総会において、同氏が社外取締役に再任された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定です。なおこの場合、同氏と当社との間では、社外取締役としての報酬以外に金銭の授受を行う予定はありません。

⑤ 林田 和久（はやしだ かずひさ） 1973年12月生まれ ※当社社外監査役

<略歴>

1997年	東京エレクトロン株式会社入社（2002年退社）
2006年	みずず監査法人入所
2007年	新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所（2014年退所）
2014年	林田和久公認会計士事務所開設 所長（現任）
2016年	大日本コンサルタント株式会社社外取締役（監査等委員）（2021年退任）
2017年	株式会社B l u e M e m e 社外監査役（2024年退任）
2019年	当社社外監査役（現任）
2019年	当社独立委員会委員（現任）
2020年	株式会社学びエイド社外監査役（現任）
2021年	D Nホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）

※林田和久氏と当社との間には社外監査役としての報酬以外に金銭の授受はありません。

※林田和久氏は株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。また、同氏は監査等委員である社外取締役候補者であり、2025年6月27日開催の当社第76回定時株主総会において、同氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定です。なおこの場合、同氏と当社との間では、社外取締役としての報酬以外に金銭の授受を行う予定はありません。

(別紙5)

新株予約権の無償割当てをする場合の概要

1. 割当対象株主

当社取締役会で別途定める基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主（当社を除く。）に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権の無償割当てをする。

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は1株とする。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会において別途定める。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとする（なお、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者ならびにその共同保有者および特別関係者ならびにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下「例外事由該当者」という。）による権利行使は認められないとの行使条件など、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件を付すこともあり得る。）。

7. 当社による新株予約権の取得

大規模買付者が大規模買付ルールに違反をした日その他の一定の事由が生じることまたは当社取締役会が別に定める日が到来することのいずれかを条件として、当社取締役会の決議に従い、新株予約権の全部または例外事由該当者以外の株主が所有する新株予約権についてののみを取得することができる旨の取得条項や、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、例外事由該当者が所有する本新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した取得条項等を付すことがあり得る。

8. 新株予約権の無償取得事由（対抗措置の廃止事由）

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。

- (a) 株主意思確認総会において大規模買付者の買収提案について普通決議による賛同が得られた場合
- (b) 独立委員会の全員一致による決定があった場合
- (c) その他当社取締役会が別途定める場合

9. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案するなどして、当社取締役会において別途定めるものとする。

以 上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における経済情勢は、各国の金融政策の転換による為替相場の急変動、中東情勢の緊迫化による地政学的リスクの高まりに加え、米国の保護主義政策に伴う影響等で、先行き不透明な状況で推移しました。

このような情勢のもと、当社グループは、本年度より3年間の「I K O中期経営計画2026 Connect for Growth ～I・K・Oでつなぐ、革新の未来～」を始動しました。「強い領域」への集中強化と「グローバル」体制の再構築を基本方針に、グローバル市場での成長を目指すべく、重点課題の解決に向けた諸施策を推進しました。

販売面につきましては、国内外でプライベートショーや展示会を開催し、既存顧客との取引深耕や新規市場・顧客の開拓に取り組むとともに、人手不足を背景に需要拡大が見込まれるI K Oメカユニットなど戦略製品の案件発掘にも注力しました。

製品開発面につきましては、2軸並列に配置した当社独自のアクチュエータ機構を採用することで低断面化を実現したメカトロ製品『パラレルドライブステージ』を開発・販売開始したほか、『リニアモータテーブルL T』シリーズでは、高推力やロングストローク、アブソリュートリニアエンコーダ仕様のバリエーション拡充を図るなど、多様化するお客様ニーズに即した高付加価値製品の充実を図りました。

生産面につきましては、国内外の生産拠点において、理想的な製造現場の実現に向けて、合理化・省人化を視野に入れた現場改善活動を積極的に推進し、グローバルでの供給体制の強化に取り組みました。

当社グループの営業状況をみますと、売上高は前期を下回りましたが、受注高は堅調に推移しております。国内市場においては、精密機械等の一般産業機械や工作機械向け等の需要が減速したものの、実装機や電気機械等のエレクトロニクス関連機器向けの需要が増加し、売上高は増加しました。北米地域では、半導体製造装置等のエレクトロニクス関連機器向けやロボット等の一般産業機械向けの需要が増加し、売上高は増加しました。欧州地域では、各種医療機器等をはじめとする一般産業機械向けや市販向けの需要が減速し、売上高は減少しました。中国は、不動産投資や個人消費の低迷等が継続したものの、景気対策等による緩やかな回復が見られ、売上高はほぼ横ばいとなりました。その他地域では、シンガポールやマレーシア、インド等を中心に売上高は減少しました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は54,384百万円(前期比1.2%減)となりました。部門別では、針状ころ軸受および直動案内機器等(以下「軸受等」といいます。)の売上高は47,966百万

円(前期比1.0%減)、諸機械部品は6,417百万円(前期比2.5%減)となりました。

部門別の売上高を前期と比較しますと、次のとおりであります。

区 分	第 75 期 (2024年3月期)		第 76 期 (2025年3月期)		前期比増減	
	金 額	構成比率	金 額	構成比率	金 額	増 減 率
軸 受 等	百万円 48,469	% 88.0	百万円 47,966	% 88.2	百万円 △502	% △1.0
諸 機 械 部 品	6,579	12.0	6,417	11.8	△161	△2.5
合 計	55,048	100.0	54,384	100.0	△663	△1.2

収益面につきましては、減収・減産の影響等により、営業利益は1,592百万円(前期比49.7%減)、経常利益は1,841百万円(前期比59.3%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は978百万円(前期比63.4%減)となりました。

また、当連結会計年度における軸受等の生産高(平均販売価格による)は46,136百万円(前期比8.2%減)となり、軸受等ならびに諸機械部品の受注高は55,867百万円(24.4%増)となりました。

なお、当社は株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題のひとつとして位置づけております。利益配分につきましては、業績水準等を総合的に勘案し、安定的な配当を継続することを基本方針としておりますが、さらなる利益還元の充実を図ってまいります。また、内部留保資金につきましては、今後の経営環境等に留意しながら、企業価値の最大化に向けて、収益力の向上と経営基盤の強化を図るとともに、急速な技術革新と需要の変化に対応させた生産体制の見直し、新製品開発等の投資に充てる考えであります。この基本方針に基づき、期末配当金につきましては、当期の業績水準や内部留保等を総合的に勘案しました結果、1株につき9円50銭といたし、中間配当金9円50銭とあわせ当期の配当金は1株につき年19円といたしたいと存じます。

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度の当社グループの設備投資につきましては、国内工場や海外生産子会社のIKO THOMPSON VIETNAM CO., LTD. および優必勝（蘇州）軸承有限公司における生産能力の増強および生産効率の向上、機械装置の更新等を目的として、総額3,900百万円の設備投資を行いました。設備投資資金につきましては、自己資金および社債、借入等により賄っております。

(3) 対処すべき課題

当社グループの事業分野は、機械産業およびエレクトロニクス産業の世界的な成長に伴い、工作機械や半導体製造装置向けをはじめとした幅広い業種において需要は着実に拡大するものと見えております。さらに、カーボンニュートラルの実現を目指した世界的な取り組みを背景に、機械装置の小型化・省力化を実現する製品群に対する需要も高まっており、成長性の高い事業分野であると考えております。

当社グループは、軸受等の重要機械要素の製造販売を通じて、お客様に信頼され、必要とされるグローバルカンパニーへの発展を目指し、2024年4月から3年間の「IKO中期経営計画2026 Connect for Growth ～I・K・Oで繋ぐ、革新の未来～」を始動いたしました。この計画では、当社の『強い領域』を集中的に強化し、収益力と効率性をさらに向上させるとともに、『グローバル体制』の再構築を進めることで成長性を高め、長期ビジョン「IKO VISION 2030」の実現に繋げてまいります。これらの取り組みを通じて、環境、社会、ガバナンス（ESG）の面での責任を果たし、SDGsの達成にも積極的に貢献していくことが当社グループの重要な使命です。

<販売面における具体的施策>

「お客様から真っ先に相談していただける会社」を目指し、お客様が抱える問題やビジョンを深く理解したうえで、その実現に向けたソリューション製品と技術サービスを提供してまいります。特に、IoTやスマートファクトリーなど市場のニーズは高度化・多様化していますが、当社グループとしてはビジネスパートナーとの協業深化による高付加価値なトータルソリューションの提供のほか、これまで戦略プラットフォームとして強化してきた、ベトナム・中国の海外生産子会社や、基幹業務システムの最大活用により収益性を高めてまいります。

また、従来とは異なる新しい形でIKOブランドの高い技術力を発信し、グローバル市場での認知度向上に努め、より効率的・効果的に販売拡大できる体制を築いてまいります。

<製品開発面における具体的施策>

IOT・ビッグデータ・AI・ロボット等、テクノロジーの進化による経済社会構造の変革が進むなか、産学官のオープンイノベーションを推進し、新しい価値を社会に提供してまいります。同時に、製品競争力強化のための人材育成および組織の最適化に取り組み、新成長領域への製品開発や、新ビジネスの企画開発とともに知財戦略の強化も図ってまいります。営業部門・技術部門協同で世界各地のニーズや課題を的確にとらえ、当社グループの持つ高い技術力を駆使してお客様の視点に立った製品開発・市場開拓に取り組んでまいります。

<生産面における具体的施策>

全社販売戦略に確実かつタイムリーに対応できる生産供給力の実現に向け、工程改善・自動化・新工法の確立に取り組み、生産改革を強力に推進してまいります。材料や部品等についても、最適なグローバル調達を実施するほか、設計規格の見直しやモジュール化等、上流からの抜本的な改革にも着手し改革の効果を高めてまいります。国内外生産拠点のそれぞれの利点を最大限に活かし、地産地消を含む最適地生産や的確な役割分担により、品質・価格・納期それぞれの面で競争力の強化を図ってまいります。

<ESG（環境、社会、ガバナンス）における具体的施策>

社会の信頼を得ながら、当社グループが引き続き発展するためには、法令遵守や社会課題解決に向けた取り組みも重要な経営課題のひとつとして捉えております。環境面では、当社グループは国際規格「ISO14001」に基づく保全活動の継続のほか、従来製品を環境軸で再定義した「IKOエコプロダクツ」の積極的な販売を進めることに加え、「オイル・ミニマム(Oil Minimum)」をキーワードとした環境負荷低減製品の開発をさらに推進してまいります。気候変動への対応では、パリ協定に準拠した当社グループの温室効果ガス排出量削減目標を掲げ、グループ全体での徹底した省エネルギー活動や積極的な再生可能エネルギーの調達を継続するとともに、サプライチェーンとの連携をさらに強化し、カーボンニュートラルの実現に貢献してまいります。また、当社グループは、2024年1月に「自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)」の早期採用者である「TNFD Adopter」に登録しております。気候変動と密接に関連する自然資本・生物多様性の課題にも積極的に取り組むとともに、事業の持続性向上と非財務情報開示の更なる充実を図ってまいります。

また、当社グループの価値創造の源泉である人材（人的資本）の高度化に向け、働きやすい環境づくりやダイバーシティ&インクルージョンを推進するとともに、強固なガバナンス体制による公平で透明性の高い経営を目指し、ステークホルダーへの情報開示やコミュニケーションの充実を図ってまいります。

このように、グループ一丸となった事業活動やご提供する製品・サービスを通じて、機械産業の技術革新と持続可能な社会の発展に貢献してまいります。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第73期 (2022年3月期)	第74期 (2023年3月期)	第75期 (2024年3月期)	第76期 (2025年3月期)
売上高 (百万円)	62,284	68,260	55,048	54,384
経常利益 (百万円)	7,488	10,479	4,525	1,841
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	4,134	7,469	2,674	978
1株当たり当期純利益 (円)	58.27	104.92	37.82	14.18
純資産 (百万円)	63,974	71,662	76,164	75,631
総資産 (百万円)	107,078	114,347	119,187	120,666

(注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中の平均株式数（自己株式控除後）により算出しております。なお、当該自己株式には、「役員向け株式交付信託」および「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式が含まれております。

2. 第76期の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主要な事業内容
日 本 デ ィ ッ ク 株 式 会 社	90百万円	100.0%	軸受等ならびに諸機械部品の販売
I K O I N T E R N A T I O N A L , I N C .	6,000千米ドル	100.0	軸受等ならびに諸機械部品の販売
N I P P O N T H O M P S O N E U R O P E B . V .	9,000千ユーロ	100.0	軸受等ならびに諸機械部品の販売
艾克欧東晟商貿（上海）有限公司	150百万円	100.0	軸受等ならびに諸機械部品の販売
I K O T H O M P S O N A S I A C O . , L T D .	10,000千バーツ	100.0	軸受等ならびに諸機械部品の販売
優必勝（上海）精密軸承有限公司	110,971千中国元	100.0	軸受等の製造ならびに販売
I K O T H O M P S O N V I E T N A M C O . , L T D .	36,400千米ドル	100.0	軸受等の製造ならびに販売
優 必 勝 （ 蘇 州 ） 軸 承 有 限 公 司	155,900千中国元	43.6 (100.0)	軸受等の製造ならびに販売

（注）出資比率の（ ）内は、間接所有割合を含んでおります。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、軸受等ならびに諸機械部品の製造および販売を主な事業としており、主な製品群に区分しますと、針状ころ軸受、直動案内機器（直動シリーズおよびメカトロシリーズ）等があげられます。

(7) 主要な営業所および工場

(ア) 当社

本	社	東	京	都	港	区
---	---	---	---	---	---	---

区 分	名 称	所 在 地
営 業 所	東 部 支 社	東 京 都 港 区
	中 部 支 社	名 古 屋 市 中 川 区
	西 部 支 社	大 阪 市 西 区
工 場	岐 阜 製 作 所	岐 阜 県 美 濃 市

(イ) 子会社

区 分	名 称	所 在 地
販 売 会 社	日 本 デ ィ ッ ク 株 式 会 社	名 古 屋 市 中 区
	I K O I N T E R N A T I O N A L , I N C .	米 国
	N I P P O N T H O M P S O N E U R O P E B . V .	オ ラ ン ダ
	艾 克 欧 東 晟 商 貿 (上 海) 有 限 公 司	中 国
	I K O T H O M P S O N A S I A C O . , L T D .	タ イ
	優 必 勝 (上 海) 精 密 軸 承 有 限 公 司	中 国
製 造 会 社	I K O T H O M P S O N V I E T N A M C O . , L T D .	ベ ト ナ ム
	優 必 勝 (蘇 州) 軸 承 有 限 公 司	中 国

(8) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
2,366名	106名減

(9) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
	百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	6,870
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,950
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	2,840
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	2,430
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,660
住 友 生 命 保 険 相 互 会 社	1,420
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	1,120
株 式 会 社 北 陸 銀 行	1,120
株 式 会 社 十 六 銀 行	750
富 国 生 命 保 険 相 互 会 社	400
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	45

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項
該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 291,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 70,421,531株（自己株式3,079,894株を除く）
- (3) 株主数 10,744名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,181	13.03
日 本 ト ム ソ ン 取 引 先 持 株 会	5,841	8.29
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	4,262	6.05
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	3,433	4.87
M M I n v e s t m e n t s 株 式 会 社	2,105	2.98
日 本 ト ム ソ ン 従 業 員 持 株 会	2,013	2.85
株 式 会 社 不 二 越	2,008	2.85
HSBC BANK PLC A/C M AND G (ACS) VALUE PARTNERS CHINA EQUITY FUND	1,998	2.83
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,612	2.28
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	1,400	1.98

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社は自己株式を3,079,894株（4.19%）保有しておりますが、上記大株主には含めておりません。
3. 持株比率は自己株式（3,079,894株）を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
- なお、当該自己株式には、「役員向け株式交付信託」が所有する当社株式（841,900株）および「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式（451,000株）は含めておりません。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	40,000株	1名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「4. (3) 取締役および監査役の報酬等」に記載しております。
2. 上記は、退任した取締役に対して交付された株式を記載しております。

- (6) その他株式に関する重要な事項
- 該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

①保有する新株予約権の数

1,145個

②目的となる株式の種類および数

当社普通株式 114,500株（新株予約権1個につき100株）

③当社役員の保有状況

	名 称	行 使 期 間	払 込 金 額	個 数	保 有 数
			行使価額		
取締役 (社外取締役を除く)	第1回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2015年7月14日～ 2045年7月13日	583円	60個	1名
			1円		
取締役 (社外取締役を除く)	第2回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2016年8月5日～ 2046年8月4日	264円	160個	2名
			1円		
取締役 (社外取締役を除く)	第3回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2017年8月4日～ 2047年8月3日	583円	285個	3名
			1円		
取締役 (社外取締役を除く)	第4回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2018年8月3日～ 2048年8月2日	766円	260個	3名
			1円		
取締役 (社外取締役を除く)	第6回新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	2019年8月1日～ 2049年7月31日	436円	380個	4名
			1円		

(注) 1. 「払込金額」および「行使価額」は、いずれも1株当たりの金額です。

2. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬債権をもって相殺するものとし、金銭の払込みを要しないものとします。

3. 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役、監査役、執行役員および使用人（有期労働契約の場合を除きます。）のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとします。

(2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができます。

(3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(2025年3月31日現在)

氏 名	地 位	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
宮 地 茂 樹	代表取締役社長	
秀 島 信 也	専 務 取 締 役	生産部門・法務室担当、品質保証部・製品開発センター・技術センター・優必勝（蘇州）軸承有限公司副担当
木 村 利 直	常 務 取 締 役	営業部門・営業技術部担当、事業開発部・製品開発センター副担当
笠 原 信	常 務 取 締 役	事業開発部・品質保証部・製品開発センター・技術センター・優必勝（上海）精密軸承有限公司・優必勝（蘇州）軸承有限公司担当、生産部門副担当
細 野 幹 人	取 締 役	経営企画部・人事総務部・経理部・秘書室担当
武 井 洋 一	取 締 役	弁護士（明哲綜合法律事務所）、大王製紙株式会社社外取締役、山崎金属産業株式会社社外監査役、株式会社日本貿易保険社外監査役
齊 藤 聡	取 締 役	学校法人産業能率大学経営学部教授
野 田 篤 子	取 締 役	グロッセ・ジャパン株式会社代表取締役CEO
松 本 展 広	常 勤 監 査 役	
那 須 健 人	監 査 役	弁護士（ブレイクモア法律事務所）
木 村 和 彦	監 査 役	
林 田 和 久	監 査 役	公認会計士（林田和久公認会計士事務所）、DNホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）、株式会社学びエイド社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち武井洋一、齊藤聡、野田篤子の3氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち那須健人、木村和彦、林田和久の3氏は、社外監査役であります。
3. 取締役武井洋一氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 取締役齊藤聡氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
5. 取締役野田篤子氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
6. 常勤監査役松本展広氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 監査役那須健人氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
8. 監査役木村和彦氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
9. 監査役林田和久氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社および当社の子会社の取締役、監査役、執行役員および管理職従業員ならびに相続人を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容は、当該決定方針と整合し、かつ指名・報酬諮問委員会からの答申が尊重されており、当該決定方針に沿うものとなっております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社グループの業績の向上と中長期的な企業価値の増大へのインセンティブとして機能するよう業績や株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責や成果を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。この基本方針に基づき、当社の業務執行取締役の報酬は、「基本報酬」「賞与」「株式報酬」により構成することとし、社外取締役については、「基本報酬」を支払うこととしております。

2) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の個人別の基本報酬については、月例の固定報酬とし、役位別に、在籍年数、他社水準（外部調査機関による役員報酬の調査結果等における水準をいう。以下、同じ。）、従業員給与とのバランス、当社の業績および各取締役の職責や成果等を総合的に勘案して決定いたします。

3) 業績連動報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等については、役位別に、各事業年度の当社の業績指標の水準、業績の目標値や経営課題に対する達成度合い、およびそれらに対する各取締役の成果等に応じて算出さ

れた額を賞与として毎年、一定の時期に支給いたします。

4) 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、株式交付信託制度に基づく株式報酬とし、取締役会で定める「株式交付規程」に基づき、各業務執行取締役に対し、信託期間中の「株式交付規程」に定めるポイント付与日において役位別にポイントを付与し、累積したポイント数に相当する当社株式を、信託を通じて給付いたします。なお、当該株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時であり、そのうちの一定割合は、株式を換価して得られる金銭を支給いたします。

5) 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬65%、賞与20%、株式報酬15%を目安とし、他社水準も踏まえ、大きく逸脱することがないように定期的に見直します。

6) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬については、任意の諮問機関であり過半数を社外取締役で構成する「指名・報酬諮問委員会」が妥当性を確認した内容にて確定させることを、取締役会が代表取締役に一任します。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		金銭報酬		非金銭報酬等	
		基本報酬	賞与	株式交付信託	
	百万円	百万円	百万円	百万円	名
取締役 (うち社外取締役)	321 (38)	218 (38)	63 (-)	39 (-)	10 (3)
監査役 (うち社外監査役)	51 (25)	51 (25)	- (-)	- (-)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	372 (63)	269 (63)	63 (-)	39 (-)	14 (6)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記には、2024年6月25日開催の第75回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。

3. 当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2007年6月28日（第58回定時株主総会）であり、取締役の報酬額を年額500百万円以内、監査役の報酬額を年額100百万円以内とすることでご承認をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役は11名、監査役は4名です。

また、取締役に対する株式報酬については、2020年6月24日開催の第71回定時株主総会にて年額100百万円以内の範囲で、本定時株主総会終結日の翌日から2023年6月の定時株主総会終結の日までの3年間（対象期間）の間に在任する当社取締役に対して支給すること、その後は当社取締役会の決定により対象期間を3年以内の期間を都度定めて延長し、継続することがあることにつきご承認をいただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）は、6名です。

4. 業績連動報酬につきましては、「① 役員報酬等の内容決定に関する方針等」に基づき、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、当社の前事業年度における営業利益・ROE・EBITDA等の業績指標を

総合的に勘案し、それらに対する各取締役の成果等に応じて算出しております。

業績連動報酬にかかる主要な指標として営業利益・ROE・EBITDAを選択した理由は、営業利益・ROEに関しては中期経営計画において目標を掲げており、EBITDAに関しては、設備投資等に伴う減価償却費や金利等の増加による利益の減少に左右されず、中長期的な視点で株主価値の増大に寄与する経営を行うため、これらと連動させるのが適切であると判断したためです。

なお、当社の2024年3月期における実績は、営業利益3,164百万円、ROE3.6%、EBITDA7,973百万円です。

5. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「① 役員報酬等の内容決定に関する方針等」のとおりであります。
6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関しては、取締役会により委任された代表取締役社長 宮地茂樹が決定権限を有する者であります。なお、権限を委任した理由は、代表取締役社長が当社グループを取り巻く環境や経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に各取締役の報酬額を決定できると判断したためであり、任意の諮問機関であり過半数を社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会の審議を経て決定されることから、恣意的な決定はなされず権限が適切に行使されるための措置が講じられております。よって、取締役会は、代表取締役社長によって当該権限が適切に行使され、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 武井洋一

1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

明哲綜合法律事務所の弁護士、大王製紙株式会社社外取締役、山崎金属産業株式会社および株式会社日本貿易保険の社外監査役を兼職しております。なお、当社と兼職先との間にいづれも重要な取引その他の関係はございません。

2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど、期待される役割を果たしております。

② 取締役 齊藤 聡

1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

学校法人産業能率大学経営学部教授を兼職しております。なお、当社と学校法人産業能率大学との間に重要な取引その他の関係はございません。

2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、会計、経営、法律に関する造詣も深く、主に大学教授として高い見地と幅広い見識から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど、期待される役割を果たしております。

③ 取締役 野田篤子

1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

グロッセ・ジャパン株式会社代表取締役CEOを兼職しております。なお、当社とグロッセ・ジャパン株式会社との間にいずれも重要な取引その他の関係はございません。

2) 主要取引先特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、長年にわたり携わった国際的な企業経営に関する豊富な経験と実績、当社グループと異なる事業分野で活躍してこられた幅広い見識から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行うなど、期待される役割を果たしております。

④ 監査役 那須健人

1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

ブレイクモア法律事務所の弁護士を兼職しております。なお、当社とブレイクモア法律事務所との間に重要な取引その他の関係はございません。

2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会17回のうち16回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

⑤ 監査役 木村和彦

1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

該当事項はありません。

2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会17回の全てに出席し、金融業務に関する専門知識に加え、幅広い分野において監査業務に携わった高い見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

⑥ 監査役 林田和久

1) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

林田和久公認会計士事務所所長、DNホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員）および株式会社学びエイドの社外監査役を兼職しております。なお、当社と兼職先との間にいずれも重要な取引その他の関係はございません。

2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

3) 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度開催の取締役会18回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会17回の全てに出席し、公認会計士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

⑦ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役である武井洋一氏、齊藤聡氏、野田篤子氏および社外監査役である那須健人氏、木村和彦氏、林田和久氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合であっても、社外取締役および社外監査役の職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号に定める合計額をもって当該賠償責任の限度とし、その限度を超える損害賠償責任を負わないものとする契約を締結しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の会計監査人としての報酬等の額

57百万円

② 当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

59百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

3. 当社の重要な子会社のうち、在外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

(3) 会計監査人が行った非監査業務の内容

当社は会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、コンフォートレター作成業務について対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

6. 会社の体制および方針

(1) 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役・従業員等の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および従業員等が、法令、定款および社会規範等を遵守するための行動規範として、「行動憲章」、「コンプライアンス管理規程」を定めております。また、その徹底を図るため、コンプライアンス委員会が組織全体を統括し、取締役および従業員等に対し、行動規範等の啓蒙等を行うとともに、内部通報窓口を設置し、運用しております。内部監査室は、コンプライアンス体制が有効に機能しているか否かを監査することとしております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報を文書等に記録し、「情報セキュリティ基本規程」および「文書管理規程」に基づき保存・管理しております。取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程とその体制

当社グループを取り巻くさまざまなリスクに対して、「リスク管理規程」に基づきリスク管理体制を構築しております。リスク管理委員会は、リスク管理方針を策定し、リスク低減を組織全体へ徹底させるとともに、各部署におけるリスク点検および内部監査により統制活動を実施することとしております。統制活動で明らかになったリスクおよび新たに生じたリスクについて、すみやかに対応方針を決定することとしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行の効率性を確保するために、毎月の定例取締役会のほか、必要に応じて、機動的に臨時取締役会を開催し、法令に定められた事項や経営に関する重要事項を決定しております。また、「職務権限規程」および意思決定のための諸規程の改廃とともに、情報技術を活用した全社的な業務の効率化を実現するシステム構築等、適正かつ効率的な職務の執行体制により企業を運営することとしております。加えて、経営会議を原則として毎週開催し、目標展開や課題に対する進捗状況の確認等を行うことにより、迅速な経営判断と職務執行を推進する体制を構築しております。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「業務分掌規程」等により、当社所管部署に関係会社を管理する権限と責任を与え、関係する部署と協調して、それぞれ担当する関係会社の内部統制に関する指導・徹底を図っております。

関係会社の役員は、当社取締役または幹部社員等を就任させることにより、業務を適正に執行・監督しております。また、適宜関係会社と業務の報告・協議を行うことにより、業務に関する情報の共有化および連携を図り、業務執行の適正を確保することとしております。内部監査室は、当社および関係会社の内部監査を実施し、その結果を取締役会および監査役（会）に報告しております。

- ⑥ 監査役（会）がその補助すべき従業員等を置くことを求めた場合における当該従業員等に関する体制、ならびにその従業員等の取締役等からの独立性に関する事項

監査役（会）の職務を補助する部署と補助担当者を定め、監査役（会）は、当該部署および補助担当者に、監査業務に必要な事項を命令することができるものとしております。また、監査役（会）より監査業務に必要な命令を受けた補助担当者は、その命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとしております。

- ⑦ 取締役および従業員等が監査役に報告するための体制および監査役会への報告に関する体制
取締役と監査役との協議により、監査役（会）に報告する事項を定め、経営に重要な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況等その内容をすみやかに報告することとしております。

- ⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、原則として全員が取締役会に出席し、取締役から職務執行状況の報告・説明等を受け、必要に応じて、意見を述べるなど、取締役の職務執行状況を監視・監督するとともに、必要に応じて、会計監査人および弁護士に相談することができ、その費用およびその他監査に関する諸費用は会社が負担することとしております。

監査役は、代表取締役社長、会計監査人および内部監査室それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催しております。

- ⑨ 反社会的勢力排除に向けた体制

「反社会的勢力対応規程」を定め、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、通常の商取引を含め一切の関係を遮断し、金銭その他の経済的利益の提供を行わないこととしております。また、不当な要求に対しては毅然とした対応を行うとともに、警察等外部機関との緊密な連携を行うこととしております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① コンプライアンス体制について

「コンプライアンス管理規程」に基づき、全部署に対する自己点検を当事業年度において2回実施するとともに、担当部署に内部通報窓口を設置し運用を行いました。また、社外にも内部通報窓口を設置し運用しております。

自己点検および内部通報窓口の運用の結果については、当事業年度において2回開催された代表取締役社長を含む社内取締役および常勤監査役にて構成される「コンプライアンス委員会」において、報告および審議いたしました。

- ② リスク管理体制について

「リスク管理規程」に基づき、リスクアセスメントの実施により識別されたリスク項目について、関連する対応部署および対応組織より対応状況について報告がなされました。

報告を受けた内容については、当事業年度において2回開催された代表取締役社長を含む社内取締役および常勤監査役にて構成される「リスク管理委員会」において、報告および審議いたしました。

③ 取締役の職務の執行について

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む8名の取締役で構成され、社外監査役3名を含む4名の監査役も出席しております。

当事業年度において取締役会は18回開催され、法令または定款に定められた事項および経営上の重要な事項の決議、ならびに各業務執行取締役から業務報告が行われました。

また、取締役会とは別に経営会議を開催し取締役会での意思決定を行う事前審議を行うとともに、取締役会から委譲された権限の範囲内で、業務の執行について審議し、意思決定を行いました。

④ 関係会社の経営管理体制について

関係会社における重要事項の決定にあたっては、事前に親会社である当社へ報告されるとともに、経営会議あるいは取締役会において事前に十分な検討を行い、承認決議を行うことにより、関係会社の業務の適正を確保しております。

また、関係会社に関する業務の適正かつ円滑な遂行を確保することを目的として、「関係会社管理規程」を定め、関係会社の管理体制や運用方法を明確化しております。

⑤ 監査役の職務執行について

当社の監査役会は、3名の社外監査役と1名の常勤監査役で構成されており、当事業年度において監査役会は17回開催され、監査役会が決定した監査計画、監査業務の分担等に基づき、取締役会の職務の執行を監査しております。

監査役は取締役会その他の重要な会議に出席し、当社グループの経営状況を監視するとともに、内部監査室、法務室および会計監査人との間で定期的に情報交換等を行うことにより、内部統制システムの整備および運用状況を確認しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

① 基本方針の内容の概要

当社は、当社の企業価値が、「社会に貢献する技術開発型企業」という企業理念に基づいて、永年にわたり蓄積してきた営業・技術・生産のノウハウ等を駆使した機動性のある企業活動に邁進し、国内外の社会の発展に貢献することにより、株主の皆様共同の利益を向上させていくことにその淵源を有していると考えております。そのため、当社は、特定の者またはグループによる当社の総議決権の20%以上に相当する議決権を有する株式の取得により、このような当社の企業価値または株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者またはグループは当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令および定款によって許容される限度において、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針といたします。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、2023年5月22日開催の取締役会において、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、2021年6月25日開催の当社第72回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいたうえで継続していた当社株式の大規模買付行為に関する対応方針につき、所要の変更を行ったうえで（以下変更後の対応方針を「本プラン」といいます）、引き続き継続することを決議し、2023年6月27日開催の当社第74回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。また、当社は本プランの継続に伴い、独立委員会を引き続き設置しており、独立委員会委員として、伊集院功、武井洋一、那須健人、野田篤子、林田和久の5氏を選任いたしました。

本プランの概要は、以下に記載のとおりですが、本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の2023年5月22日付プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更および継続に関するお知らせ」をご覧ください。

（参考URL：<https://www.ikont.co.jp/>）

1) 本プランの目的

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、取締役会が、当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能とし、もって当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上を実現することを目的としています。

2) 本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

(a) 対象となる大規模買付行為

次のアからウまでのいずれかに該当する行為またはその可能性のある行為がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

ア 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

イ 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

ウ 上記アまたはイに規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本ウにおいて同じとします）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限りま

(b) 大規模買付者に対する情報提供要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始または実行に先立ち、意向表明書および大規模買付情報を提出・提供していただきます。

(c) 取締役会評価期間の設定等

取締役会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には、最長60日間、それ以外の場合には、最長90日間の期間を、取締役会評価期間として設定し、当社の企業価値および株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うものとします。

(d) 独立委員会の勧告および取締役会による決議

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日以内に当該違反が是正されない場合には、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告しますが、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者である場合には、取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動または不発動その他必要な決議を行うものとします。なお、取締役会は、一定の場合には、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様に問うべく株主総会を招集することができるものとします。

(e) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、新株予約権の無償割当てによるものを想定しておりますが、会社法その他の法令および当社の定款が取締役会の権限として認めるその他の措置を発動することが相当と判断される場合には当該措置が用いられることもあり得るものとします。

3) 本プランの特徴

(a) 基本方針の制定

本プランは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を制定したうえで、継続されたものです。

(b) 独立委員会の設置

当社は、本プランの必要性および相当性を確保するために独立委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(c) 株主総会における本プランの承認

本プランにつきましては、第74回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。

(d) 適時開示

取締役会は、本プラン上必要な事項について、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

(e) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、原則として、第74回定時株主総会における本プランの承認時から第74回定時株主総会終了後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、または取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。

4) 株主の皆様への影響

(a) 本プランの効力発生時に株主の皆様へ与える影響

本プランの効力発生時には、新株予約権の発行自体は行われません。したがって、本プランが本プラン効力発生時に株主の皆様の権利および経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(b) 新株予約権の無償割当て時に株主の皆様へ与える影響

対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われた場合においても、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の法的権利および経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。ただし、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

③ 上記の取り組みに対する取締役会の判断およびその理由

当社は、前記②1)記載のとおり、本プランは企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上をその目的としており、基本方針に沿うものと考えます。特に本プランは、1)株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合には本プランはその時点で廃止されるものとしており、その存続が株主の皆様の意思に係らしめられている点において株主の皆様のご意思を重視していること、2)大規模買付行為に関する評価、検討、意見形成、代替案立案および大規模買付者との交渉を行うにあたり、取締役会が独立した第三者的立場にある専門家の意見を取得できること、3)独立性の高い独立委員会の設置を伴うものであり、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の勧告を経る仕組みとなっているうえ、独立委員会はさらに独立した第三者的立場にある専門家の意見を取得できること、4)対抗措置の発動、不発動または中止に関する判断の際に拠るべき基準が設けられていることなどから、当社は、本プランは当社の企業価値または株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	79,162	流 動 負 債	17,046
現 金 及 び 預 金	24,434	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	3,977
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	13,997	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	7,415
商 品 及 び 製 品	19,311	リ ー ス 債 務	371
仕 掛 品	10,978	未 払 費 用	2,842
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	8,504	未 払 法 人 税 等	160
そ の 他	1,946	役 員 賞 与 引 当 金	44
貸 倒 引 当 金	△11	そ の 他	2,234
固 定 資 産	41,503	固 定 負 債	27,987
有 形 固 定 資 産	23,677	社 債	10,000
建 物 及 び 構 築 物	6,958	長 期 借 入 金	16,190
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	10,716	リ ー ス 債 務	927
工 具 、 器 具 及 び 備 品	692	繰 延 税 金 負 債	462
土 地	2,850	退 職 給 付 に 係 る 負 債	32
リ ー ス 資 産	355	役 員 株 式 給 付 引 当 金	248
建 設 仮 勘 定	952	そ の 他	127
そ の 他	1,150	負 債 合 計	45,034
無 形 固 定 資 産	1,949	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	15,876	株 主 資 本	65,186
投 資 有 価 証 券	11,110	資 本 金	9,533
繰 延 税 金 資 産	172	資 本 剰 余 金	12,886
退 職 給 付 に 係 る 資 産	1,388	利 益 剰 余 金	45,091
そ の 他	3,230	自 己 株 式	△2,324
貸 倒 引 当 金	△23	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	10,346
資 産 合 計	120,666	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,753
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△0
		為 替 換 算 調 整 勘 定	5,392
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	200
		新 株 予 約 権	99
		純 資 産 合 計	75,631
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	120,666

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目							金 額	
売上高								54,384
売上原価								37,261
売上総利益								17,122
販売費及び一般管理費								15,529
営業利益								1,592
営業外収益								
受取利息						94		
受取配当金						317		
受取保険金						13		
その他						281		708
営業外費用								
支払利息						266		
固定資産除却損						20		
為替差損						79		
社債発行費						33		
その他						59		459
経常利益								1,841
特別利益								
受取保険金						226		
投資有価証券売却益						1,153		1,380
特別損失								
災害による損失						234		
減損損失						629		864
税金等調整前当期純利益								2,357
法人税、住民税及び事業税						768		
法人税等調整額						610		1,379
当期純利益								978
非支配株主に帰属する当期純利益								—
親会社株主に帰属する当期純利益								978

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	56,228	流 動 負 債	14,852
現 金 及 び 預 金	12,650	電 子 記 録 債 務	472
受 取 手 形	92	買 掛 金	2,367
電 子 記 録 債 権	3,535	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	7,415
売 掛 金	8,613	リ ー ス 債 務	43
商 品 及 び 製 品	14,196	未 払 金	967
仕 掛 品	7,672	未 払 法 人 税 用	2,635
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	7,010	未 払 法 人 税 等	118
未 収 入 金	1,377	役 員 賞 与 引 当 金	44
1 年 内 回 収 予 定 の		そ の 他	787
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	842	固 定 負 債	27,164
そ の 他	235	社 債	10,000
固 定 資 産	42,053	長 期 借 入 金	16,190
有 形 固 定 資 産	18,644	リ ー ス 債 務	80
建 物	4,994	繰 延 税 金 負 債	593
構 築 物	310	役 員 株 式 給 付 引 当 金	248
機 械 及 び 装 置	8,681	資 産 除 去 債 務	23
車 両 運 搬 具	13	そ の 他	27
工 具 、 器 具 及 び 備 品	639	負 債 合 計	42,016
土 地	2,793	純 資 産 の 部	
リ ー ス 資 産	355	株 主 資 本	51,559
建 設 仮 勘 定	857	資 本 金	9,533
無 形 固 定 資 産	832	資 本 剰 余 金	12,887
投 資 そ の 他 の 資 産	22,576	資 本 準 備 金	12,887
投 資 有 価 証 券	10,516	利 益 剰 余 金	31,463
関 係 会 社 株 式	2,523	利 益 準 備 金	1,416
関 係 会 社 出 資 金	4,580	そ の 他 利 益 剰 余 金	30,046
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	3,003	配 当 準 備 積 立 金	1,510
前 払 年 金 費 用	1,061	退 職 手 当 積 立 金	500
そ の 他	2,866	別 途 積 立 金	18,500
貸 倒 引 当 金	△1,976	繰 越 利 益 剰 余 金	9,536
資 産 合 計	98,281	自 己 株 式	△2,324
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,605
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	4,606
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△0
		新 株 予 約 権	99
		純 資 産 合 計	56,264
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	98,281

損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目							金 額	
売 上 高								42,593
売 上 原 価								33,442
売 上 総 利 益								9,151
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費								9,776
営 業 損 失								625
営 業 外 収 益								
受 取 利 息 及 び 配 当 金						803		
受 取 手 数 料						26		
受 取 保 険 金						13		
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 戻 入 額						22		
そ の 他						248		1,114
営 業 外 費 用								
支 払 利 息						168		
社 債 利 息						72		
社 債 発 行 費						33		
固 定 資 産 除 却 損						20		
為 替 差 損						73		
そ の 他						19		387
経 常 利 益								101
特 別 利 益								
投 資 有 価 証 券 売 却 益						1,153		1,153
特 別 損 失								
関 係 会 社 出 資 金 評 価 損						1,787		1,787
税 引 前 当 期 純 損 失								533
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税						376		
法 人 税 等 調 整 額						△89		287
当 期 純 損 失								820

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

日本トムソン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

<u>指定有限責任社員 業務執行社員</u>	公認会計士	陸 田 雅 彦
----------------------------	-------	---------

<u>指定有限責任社員 業務執行社員</u>	公認会計士	朝 岡 まゆ美
----------------------------	-------	---------

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本トムソン株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本トムソン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

日本トムソン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 陸 田 雅 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 朝 岡 まゆ美
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本トムソン株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第76期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第76期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、法務室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、付議議案や報告事案に関し、必要に応じて質問をしながら審議の経過や結果を掌握いたしました。また、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。また、財務報告に係る内部統制については、取締役、内部監査室、法務室等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、専門性に裏付けられた適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求め、確認いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの構築・運用状況についても、経営環境の変化等に応じ、継続的な改善が図られており、事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、特に指摘すべき事項は認められません。監査役会としては、当社グループ全体における公正かつ適正な事業運営の遂行に向けた取組みを、引き続き確認してまいります。

なお、財務報告に係る内部統制については、本報告書提出時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月16日

日本トムソン株式会社 監査役会

常勤監査役 松 本 展 広 ㊞

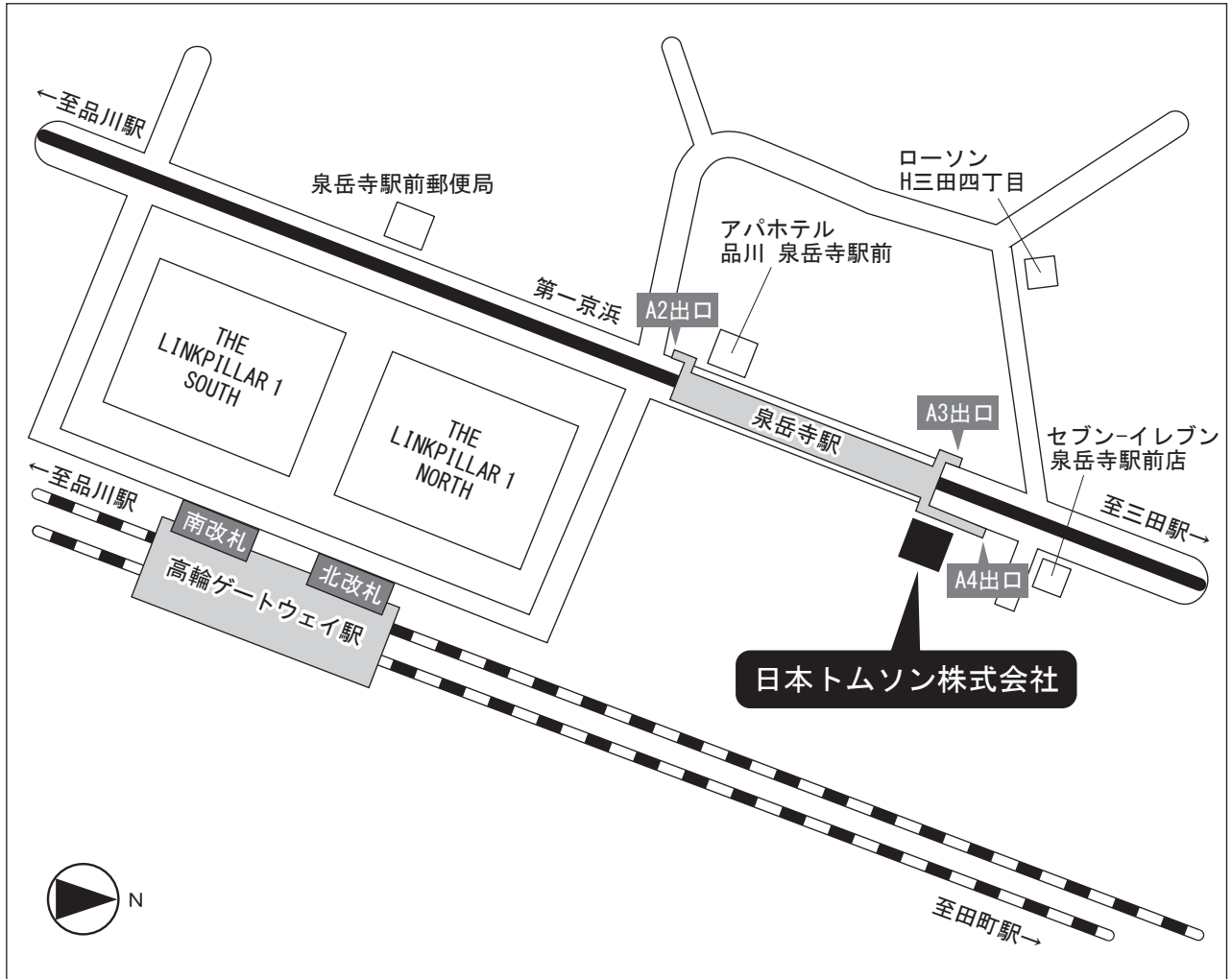
社外監査役 那 須 健 人 ㊞

社外監査役 木 村 和 彦 ㊞

社外監査役 林 田 和 久 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図



日本トムソン株式会社 本社ビル

東京都港区高輪二丁目19番19号

TEL 03-3448-5811

都営地下鉄浅草線・京浜急行線「泉岳寺駅」A4出口より徒歩すぐ
JR山手線・京浜東北線「高輪ゲートウェイ駅」北改札より徒歩8分

お願い：駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場は
ご遠慮くださいますよう、お願い申し上げます。